

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会

第1回 会議資料

三豊市役所危機管理センター2階201会議室
令和3年7月29日(木)午後3時から



三豊市
MITOYO

会議資料

【目 次】

議題 1-1	三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例	1
	三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針	3
	三豊市附属機関等の設置及び運営に関する指針	8
	三豊市情報公開条例	11
	三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会委員名簿	17
議題 1-2	今後のスケジュール（案）	18
議題 1-3	1 経緯（三豊市立学校の現状や前回答申からの整備状況）	19
	2 三豊市の人口の推移	19
	3 三豊市立学校の園児・児童・生徒数の推移	20
	4 小学校中学校の適正規模の基準など	25
	5 三豊市立学校再編整備の進め方	29
	6 三豊市立学校再編整備基本方針（第2期～第4期）	30
	7 平成23年度以降の学校再編整備	30
	8 三豊市の出生数などからの将来推計	32
	9 三豊市内の学校施設の状況	36
	10 学校施設の在り方や適正配備等に関する手引きについて	41
	※ 参考資料（中央教育審議会資料など）	46

（別 添 資 料）

資料 1-1	三豊市の学校位置図	別添
資料 1-2	香川県・香川県教育委員会策定 「小中学校の望ましい学校規模について(指針)」	別添
資料 1-3	前回答申	別添
資料 1-4	教育大綱	別添

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例

○三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例

令和3年3月29日
条例第3号

(設置)

第1条 三豊市立小学校及び中学校(以下「学校」という。)におけるより良い教育環境を整備し、充実した学校教育等の実現に資するため、三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、三豊市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に答申する。

- (1) 学校の適正規模・適正配置に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、児童及び生徒の教育環境・施設並びに就学前教育・保育環境に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 自治会連合会の代表
- (3) 公共的団体の代表
- (4) 市立保育所長の代表
- (5) 市立幼稚園長の代表
- (6) 市立小学校長の代表
- (7) 市立中学校長の代表
- (8) 市立保育所の保護者の代表
- (9) 市立幼稚園PTA役員の代表
- (10) 市立小学校PTA役員の代表
- (11) 市立中学校PTA役員の代表
- (12) 地区公民館長の代表
- (13) 公募による者
- (14) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 検討委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により会議を非公開とすることができる。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、諮問事項について、教育委員会に答申した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の規定による。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定め

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会設置条例

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(最初の検討委員会の招集)

2 検討委員会については、委員長が選任されるまでの間は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 三豊市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針

○三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針

平成20年8月15日
告示第267号

(目的)

第1条 この告示は、本市における附属機関等の会議を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解を深め、もって開かれた市政の実現を一層推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 附属機関 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例を設置根拠とする審査会、審議会、調査会若しくはその他の調停、審査、諮問又は調査(以下「審議等」という。)を行うために市長の下に設置された機関
 - (2) 附属機関に類するもの 法律又は条例を設置根拠とせず、規則、要綱等を根拠として、市長の下に設置された審議会、協議会、懇談会等
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、附属機関に類するものに該当しないものとする。

- (1) 国、地方公共団体の関係職員のみで構成される機関
- (2) 関係機関との連絡調整を目的としている機関
- (3) 実行委員会としての性格を有する機関
- (4) 委員に報償金等を支給していない機関

(会議公開の原則)

第3条 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。

(不服申立て等に係る会議の非公開)

第4条 前条の規定にかかわらず、不服申立て、苦情、あっせん及び調停に係る会議は、非公開とする。ただし、附属機関等は、次に掲げる場合においては、会議に諮り、審理等の公正その他公開することが必要であると認められるときは、その会議の口頭による意見の陳述等の部分を公開することができる。

- (1) 不服申立て又は苦情に係る会議においては、当該申立人から公開の申し出があるとき。
- (2) あっせん又は調停に係る会議においては、当該当事者の双方から公開の申し出があるとき。
- (3) 附属機関等の委員から当該附属機関等の長に対し公開の申し出があるとき。

(非公開とすることができる会議)

第5条 第3条及び前条ただし書の規定にかかわらず、附属機関等は、会議に諮り、審議等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その会議を非公開とすることができる。

- (1) 三豊市情報公開条例(平成18年三豊市条例第11号。以下「情報公開条例」という。)第7条各号の規定に該当する情報が含まれている事項について、審議等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合

(会議開催の事前公表)

第6条 附属機関等の会議を開催する場合は、あらかじめ、会議開催予定(様式第1号)により市の掲示場、ホームページ等で公表しなければならない。ただし、附属機関等の会議を緊急に開催する必要性が生じたときは、この限りでない。

2 前項の公表は、当該会議の開催日の1週間前までに公表するよう努めるものとする。

(会議の傍聴)

第7条 何人も、第4条及び第5条の規定により附属機関等の会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 附属機関等は、傍聴要領例(様式第2号)を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること等により、会議場内の秩序の維持に努めなければならない。

(傍聴者の決定等)

第8条 附属機関等は、会議の開催日の当日、会議の傍聴を希望する者のうちから、先着順に傍聴者を決定するものとする。

2 附属機関等は、当日先着順にすると会議場が混乱するおそれ等があると認められるときは、前項の規定にかかわらず、次に掲げる方法等により、事前に傍聴者を決定するものとする。

- (1) 電話、ファクシミリ等の申込みによる先着順

三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針

(2) はがき、電話、ファクシミリ等の申込者のうちからの抽選
(会議資料の提供)

第9条 附属機関等の会議を公開する場合は、傍聴する者に会議資料(情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する部分を除く。)を提供するものとする。

(議事録等の作成)

第10条 附属機関等の会議については、議事録又は会議録を作成しなければならない。

(議事録等の公表)

第11条 公開された附属機関等の会議の議事録又は会議録の写しは、公表に努めるものとする。

(運営状況の公表)

第12条 市長は、附属機関等の会議の公開の運営状況については、毎年5月末までに前年度における会議の開催状況を取りまとめ、これを公表する。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第13条 附属機関等の会議の公開等について、法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月1日から施行し、同日以後に第6条の規定により公表する附属機関等の会議から適用する。

様式第1号(第6条関係)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

会議開催予定

1 会議の名称	
2 会議の開催日時	年 月 日 曜日 午前・午後 時 分～
3 会議の開催場所	
4 議題	
5 会議の公開又は非公開の別	
6 非公開の場合の理由	
7 傍聴者の定員	
8 傍聴の手続き	
9 その他必要な事項	
10 問い合わせ先	部 課 電話番号 — FAX番号 —

様式第2号(第7条関係)

様式第2号(第7条関係)

傍聴要領例

三豊市 会

1 傍聴する場合の手続(※当日、先着順に傍聴者を決定する場合)

忘れ物等の連絡をする場合に備え、氏名、住所、電話番号等を別紙に記入してください。

2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長(委員長)の指示に従ってください。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長、委員長の許可を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないでください。
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、ブラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
- (7) 会議場においては、携帯電話、ラジオ等の電源を切ってください。
- (8) 帽子、襟巻き、外套、傘、杖等を着用し、又は携帯しないこと。
- (9) その他会議の支障となる行為はしないでください。

3 傍聴席に入ることのできない者

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 銃器その他危険なものを携帯している者
- (3) 職員の指示に従わない者
- (4) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

4 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

別紙

傍聴人受付簿

開催年月日 年 月 日()
会議等の名称 _____

番号	氏名(団体の場合はその名称及び傍聴者の氏名)	住所及び連絡先(電話番号)	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

三豊市附属機関等の設置及び運営に関する指針

○三豊市附属機関等の設置及び運営に関する指針

平成24年11月26日
告示第339号

第1 目的

この指針は、本市における附属機関等の取扱いについての考え方を明らかにすることにより、附属機関等の透明性及び公平性を確保し、市民の参画と協働によるまちづくりの推進及び開かれた市政の実現に資することを目的とする。

第2 附属機関等の定義

1 附属機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により調停、審査、諮問又は調査のために設置される合議制の機関であり、その担任する事務について調停、審査、審議、調査等を行う。一般的に、附属機関は、執行機関の内部組織の役割を補完するために、高度な専門性を必要とする場合、市民に身近な立場での意見を必要とする場合、特別に中立・公正の確保が必要な場合等に、専門性・近接性・外部性を有する組織を執行機関に附属して設置するもので、附属機関自体が意思決定を行うことができる。附属機関は、審議会、審査会等の名称を問わず、附属機関としての性格を有する限り、時限的に設置するものや、緊急性を有するものであっても、法律又は条例以外での設置は認められない。附属機関の要件と考えられる点は、次のものがある。

- (1) 長等の諮問等に応じ、調停、審査、諮問、調査等を行うこと。
- (2) 学識経験者等の外部委員その他の構成員により構成される組織体であること。
- (3) 組織体が合議制(複数人による全会一致又は多数決により事案を決定する制度をいう。)であり、委員長、会長、議長等の代表者及び議決方法等が存在すること。
- (4) 組織体としての意見を集約し、長等へ報告、答申等を行うこと。

2 附属機関と混同されやすい機関として、次のものが考えられるが、これらは法の規定による附属機関には含まれない。

- (1) 懇談会等(名称は、「懇談会」に限らない。)

条例以外の規則、要綱等の定めるところにより、学識経験者、市民等の意見を求め、これを市の事務事業の実施に反映させることを目的として設置する委員会等の機関をいう。いわゆる私的諮問機関に該当するもので、附属機関に準ずるものとされるが、その本質は附属機関とは全く異なるものであり、懇談会等には主体性がなく、その所掌事務もないため、懇談会としては意思決定が行えない。

なお、附属機関がその所掌事務を遂行するに当たり、必要な意見の聴取を行う手段として、附属機関本体の委員とは別に委員を集めて分科会、部会等を設置するような場合、その分科会、部会等が懇談会等の性格を有する場合については、当然に懇談会等として扱うこととし、規則、要綱等で設置の根拠を明らかにしなければならない。

懇談会等は、法の規定による附属機関に含まれるものではないが、附属機関に準ずる組織として、この指針を適用するものとする。

- (2) 協議会・連絡会

市と関係団体とによる連絡調整、意見交換、連携協力の確認その他必要な検討を行い、その結果を事業の推進に資することを目的として設置するもので、市の事業への反映のみを目的とするものではない。

- (3) 実行委員会

市と関係団体とが主に一時的な事業を共同で実施するために設置されるものをいう。

- (4) 庁内組織等

国及び関係地方公共団体の職員のみで構成されるものをいう。

3 この指針において、「附属機関等」とは、附属機関及び附属機関に準ずる機関である懇談会等をいうものとする。

第3 委員の委嘱

- (1) 附属機関等の委員の委嘱に当たっては、当該附属機関等の設置目的を勘案し、広く各界各層及び幅広い年齢層から適切な人材を確保すること。
- (2) 附属機関等の委員の男女比の構成比については、三豊市男女共同参画プランに定める女性委員の割合30パーセント以上を目標にするとともに、男性のみ、女性のみといった両性の極端な偏りが生じないように配慮すること。この場合において、附属機関等以外の機関においても、三豊市男女共同参画プランの趣旨に基づき、女性委員等の積極的な登用について検討すること。

三豊市附属機関等の設置及び運営に関する指針

- (3) 附属機関等は、内部組織の機能を補うことを目的としていることから、市職員については、原則として委員に任命しないこととし、事務局として関与するのみとする。ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。その際、業務命令による任命の場合は、委員としての報酬等は支払わない。
- (4) 議決機関と執行機関との役割の差異を踏まえ、議決機関の構成員である市議会議員についても、法令に定めがある場合その他特別の事情がある場合を除き、附属機関等の委員に委嘱しないこと。
- (5) 同一の委員について、通算任期が10年を超える委嘱を避けるよう努めること。ただし、学識経験者で同等の知識、経験等を有する他の者がいない場合その他やむを得ない場合については、この限りでない。
- (6) より多くの市民の参加を求めるため、委員を公募により委嘱するよう努めること。ただし、市民の権利を制限する内容に関する審議を行う等委員の公募を行うことが適当でない認められる場合は、この限りでない。
- (7) 委員の負担軽減を目的に、同一委員の他附属機関等の委員の兼任を避けるよう努めること。
- (8) 委員就任時に70歳以上の者への委嘱を避けるよう努めること。
- (9) 委員の数は、15人以内とすること。ただし、法令に定めがある場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

第4 報酬、費用弁償等

附属機関の委員としての身分は、非常勤の特別職の職員と位置付けられ、法第203条の2及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条の規定により、その勤務に対し報酬が支給される。よって、附属機関の設置条例制定時には、併せて三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年三豊市条例第55号)の一部改正を行い、委員の報酬額を定めることになる。報酬額の算定に当たっては、他の附属機関との均衡を考慮するとともに、算定根拠を明確にすること。また、附属機関を新たに設置する場合は、報酬及び費用弁償を支給するよう予算措置を講ずるものとする。

一方、法律及び条例に設置根拠を持たない懇談会等、協議会・連絡会、実行委員会等の場合は、その構成員たる委員等が法律上非常勤の特別職の職員とはならず、報酬を支給することはできないため、予算計上時に計上費目に留意すること。ただし、謝礼として報償費及び旅費としての費用弁償を支給することは可能である。

第5 運営

附属機関等の運営については、市民に対して積極的に情報を提供する等、その透明性を確保し、市民参画の推進を図るものとする。また、委員に対しては、会議資料の事前説明や事前配布等、委員会の開催前に意見を述べる準備ができるような配慮をし、審議の活性化や会議運営の効率化を図るための工夫に努めること。

(1) 会議の公開

附属機関等の会議の公開については、三豊市附属機関等の会議の公開に関する指針(平成20年三豊市告示第267号)の規定に従い、適切な手続きを行うこと。附属機関等を設置した場合、市ホームページには当該附属機関等に関する独立したページを作成するものとし、次の事項を公開すること。

- ア 名称
- イ 設置目的
- ウ 設置根拠(法令名)
- エ 委員の構成、委員定数、任期
- オ 委員名簿
- カ 会議資料、会議録
- キ その他必要と認めるもの

(2) 附属機関の運営

執行機関は、附属機関が出した結論を尊重しなければならないため、尊重できる範囲内で諮問等をする必要がある。完全に自由な形で諮問等をした場合、実行不可能な答申をされ、その結論の取扱いについて委員とトラブルになってしまうおそれがある。ただし、議論自体を事務局が誘導するようなことは、附属機関の自由な議論を阻害する可能性があるため、絶対に行ってはならない。

(3) 懇談会等の設置及び運営

懇談会等は、公聴会、アンケート、パブリックコメント等と同様に市民意見の聴取や資料の提供等を目的としたものであり、合議制機関としての意思を表明する附属機関との機能及び権限の差異

三豊市附属機関等の設置及び運営に関する指針

を常に意識し、市民(特に委員)に対して、誤解を与えることのないような運営が必要であり、具体的には次の事項に留意すること。

ア 附属機関と誤って受け取られるような「審議会」、「審査会」、「調査会」等の名称を用いないこと。

イ 附属機関と誤って受け取られるような「調停する」、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」等の表現を資料等に用いないこと。

ウ 組織としての意思を決定するための手続き(定足数の設定及び採決)を行わないこと。

第6 整理及び合理化

現在設置している附属機関等については、次の基準に従い、委員の改選期等に廃止又は統合を検討すること。

- (1) 所期の目的を達したもの(いたずらに例規を残したまま、廃止の時機を逸しないこと。)
- (2) 社会経済情勢の変化等により、著しく必要性が低下したもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの(基準として、過去3箇年において、各年度に一度も開催していないもの)。ただし、必要に応じて随時開催するものについては、この限りでない。
- (4) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等と類似し、又は重複しているもの
- (5) 他の行政手段により代替が可能なもの

第7 その他

この指針は、必要に応じて見直しを行うものとする。

第8 施行

この指針は、平成24年12月1日から施行する。なお、この指針の施行後に委員の改選期を迎える附属機関等で、この指針の規定に基づく設置及び運営を行っていないものについては、随時見直しを行うものとする。

三豊市情報公開条例

○三豊市情報公開条例

平成18年1月1日

条例第11号

改正 平成18年 9月27日条例第280号

平成20年 9月25日条例第 39号

平成23年3月30日条例第6号

平成25年3月29日条例第2号

平成26年3月28日条例第1号

平成27年3月27日条例第2号

平成28年3月29日条例第10号

平成29年3月24日条例第4号

(目的)

第1条 この条例は、市民の知る権利を保障し、情報公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、かつ、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
 - イ 三豊市公文書等の管理に関する条例(平成27年三豊市条例第2号)第2条第3号に定める歴史公文書
 - ウ 図書館その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては市民の知る権利を十分に尊重するものとする。この場合において、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、迅速かつ適正に情報を作成するとともに、適切にこれを管理しなければならない。

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の公開を請求するものは、この条例の目的に即し、その権利を正当に行使するとともに、行政文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

(公開を請求できるもの)

第5条 何人も、実施機関に対し、行政文書の公開を請求することができる。

(公開請求の方法)

第6条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面(以下「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事務所の所在地及び代表者の氏名)
 - (2) 公開を請求しようとする行政文書を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項
- 2 実施機関は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求したもの(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(行政文書の公開義務)

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を

公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (3) 市の機関並びに国、独立行政法人等及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意見決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (4) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの
 - ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に関する事務に対し、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 独立行政法人等、市若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

(一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に関する行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報(第7条第6号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、請求者に対し、当該行政文書を公開す

ることができる。

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、請求書が提出された日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を請求書が提出された日から起算して30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は請求者に対し遅滞なく、延長後の期間の満了日及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、当該請求書が提出された日から起算して30日以内にその全てについて公開決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については、相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 残りの行政文書について公開決定等をする期限

(第三者保護に関する手続)

第14条 公開請求に係る行政文書に請求者以外の個人又は法人等(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 実施機関は、公開決定をしたときは、速やかに、請求者に対し当該公開決定に係る行政文書を公開しなければならない。

2 行政文書の公開は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関で定める方法により行う。

3 実施機関は、前項の規定による閲覧の方法により行政文書を公開する場合において、当該行政文書の管理のため必要があるときその他相当の理由があるときは、当該行政文書を複写した物を閲覧に供し、又はその写しを交付することができる。

三豊市情報公開条例

(手数料等)

第16条 行政文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定により行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、実施機関が経済的な困難その他特別の理由があると認めるときは規則に定めるところにより、これを減免することができる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第16条の2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査請求)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、三豊市情報公開審査会に諮問し、審査請求人に通知しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとする場合(第14条第3項に規定する第三者から当該行政文書の公開について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。)

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

(情報公開審査会)

第18条 前条の規定により諮問に応じて審査を行うため、三豊市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項の審査を行うほか、情報公開制度の運営に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。

3 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審査会は、第1項の審査のため必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関の職員その他関係者に対して、出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(行政文書の管理)

第19条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

(公開請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第20条 実施機関は、公開請求をしようとするものが容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(情報提供の推進)

第21条 実施機関は、行政文書の公開と併せて、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めるものとする。

(出資法人の情報公開)

第22条 市が出資し、又は財産上の援助を行う法人のうち実施機関が定める法人(以下「出資法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該出資法人の保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人に対し、前項の措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第22条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせるものとして市が指定したもの(以下「指定管理者」という。)は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定に係る公の施設の管理に関する情報であって当該指定管理者の保有するものの公開に関し必要な

三豊市情報公開条例

措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の指定管理者について準用する。

(他の制度との調整)

第23条 この条例の規定は、法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の規定が適用されないこととされたもの又は図書館その他これに類する市の施設において管理されている刊行物その他の記録であって、一般に閲覧させることができるとされているものについては、適用しない。

2 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る行政文書が第15条第2項に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合(公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

3 他の法令等の規定に定める公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第15条第2項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(施行状況の公表)

第24条 市長は、毎年1回、この条例による行政文書の公開についての各実施機関の施行状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

(罰則)

第26条 第18条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(適用)

2 この条例は、次に掲げる行政文書について適用する。

(1) この条例の施行日(以下「施行日」という。)以後に実施機関が作成し、又は取得した行政文書

(2) 合併前の高瀬町、山本町、三野町、豊中町、詫間町、仁尾町及び財田町から承継された行政文書(合併前の高瀬町情報公開条例(平成14年高瀬町条例第6号)、山本町情報公開条例(平成13年山本町条例第13号)、三野町情報公開条例(平成12年三野町条例第34号)、豊中町情報公開条例(平成15年豊中町条例第1号)、詫間町情報公開条例(平成14年詫間町条例第3号)、仁尾町情報公開条例(平成14年仁尾町条例第10号)又は財田町情報公開条例(平成14年財田町条例第12号)(以下これらを「合併前の条例」という。)のそれぞれの施行の日以後に実施機関が作成し、又は取得したものに限る。)

(任意的公開)

3 実施機関は、合併前の条例のそれぞれの施行の前日に作成し、又は取得した行政文書について、公開の請求があつたときは、この条例の目的を尊重し、これに応ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

4 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年条例第280号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則の規定は平成18年1月1日から適用する。

附 則(平成20年条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年条例第6号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第3条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第2号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

三豊市情報公開条例

附 則(平成27年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第10号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附 則(平成29年条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第16条の規定は、この条例の施行の日以後に受理した第6条第1項の公開請求について適用し、同日前に受理した公開請求については、なお従前の例による。

三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会スケジュール（案）

年 月	開催回	議 題	会議公開	
令和3年	7月	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状の交付 ・正副委員長選出 ・諮問 ・報告協議事項 資料説明 ・次回開催日程協議 	
	8月	第2回	・適正規模・適正配置の考え方について	第1回資料公開
	9月	第3回	・現地視察	第2回資料公開
	10月	第4回	・適正規模・適正配置の考え方について	第3回資料公開
	11月	第5回	・具体的な取り組み方について	第4回資料公開
	12月	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な取り組み方のまとめ ・答申書（案）について ・パブリックコメント実施について 	第5回資料公開
令和4年	1月	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・答申書（案）まとめ ・パブリックコメント 	第6回資料公開
	2月	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの経過報告 ・パブリックコメントの意見集約 及び回答の確認 ・答申書の確認 	第7回資料公開
	3月	第9回	・答申書の提出	第8回資料公開 答申書公開

※予定であり、審議内容により変更となる場合があります

三豊市立学校の現状や前回答申からの整備状況について

1. 経緯

平成 22 年 7 月 20 日、『三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会』を設置し、「三豊市立幼稚園、小学校および中学校の適正規模・適正配置に関すること」「園児、児童及び生徒の教育環境・施設に関すること」について諮問し、平成 23 年 3 月 29 日に同検討委員会より、『三豊市立学校の適正規模・適正配置について(答申)』を受けた。

三豊市教育委員会では、答申の趣旨を尊重し適正規模、適正配置を考えるうえで教育的観点を中心に、地域社会、財政等も考慮し『三豊市立学校再編整備基本方針』を平成 23 年 5 月 18 日に策定した。

この方針において、「再編整備の必要性」「三豊市立学校再編整備の進め方」「学校再編整備計画」を定め再編整備を進めてきた。当初の方針策定(答申)の具体的方策の中では見直し期間を概ね 10 年ごとに設け、児童・生徒数の状況を考慮して計画の見直しを行う必要があると明記している。

以上をふまえて答申から 10 年が経過し、第 2 期(平成 29～令和 3 年)の最終年にあたる今年度に三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会を開催し、検証を行うものである。

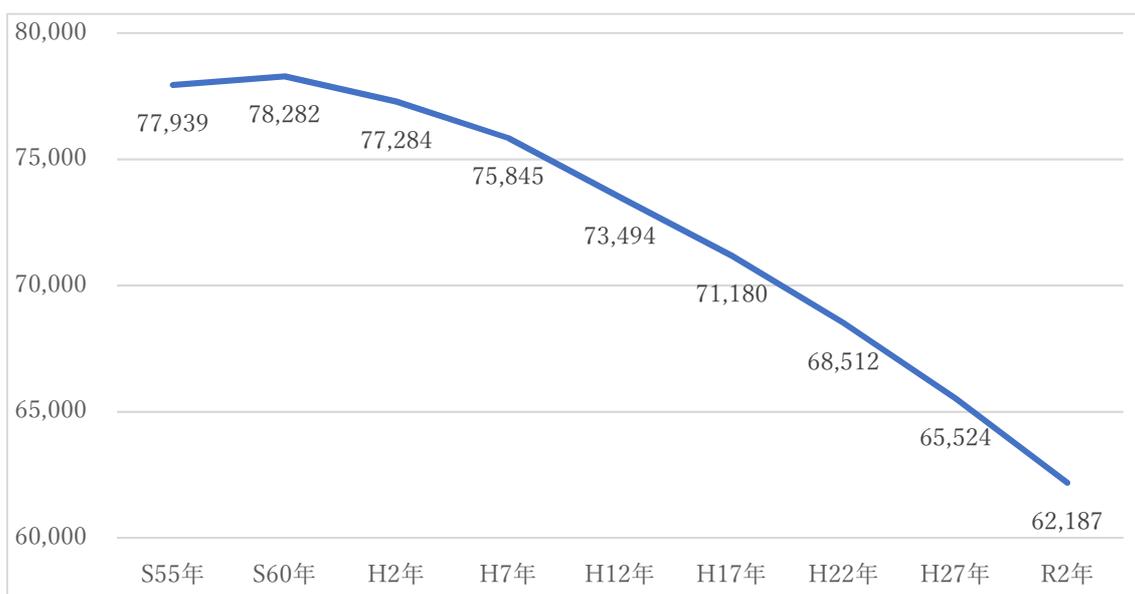
2. 三豊市の人口の推移

1) 国勢調査による総人口の推移を見ると、合併前の昭和 60 (1985) 年に 7 町の人口の総和が 78,282 人に達したが、その後徐々にペースを速めながら、減少する傾向が見られる。

次いで、令和 2 (2020) 年の本市の人口は、62,187 人となっており、平成 27 (2015) 年と比較すると約 3,300 人が減少したことから、ピークに達した昭和 60 (1985) 年からの 35 年間において、20%程度が減少していることとなる。

表 1 総人口の推移

単位：人



資料：国勢調査結果

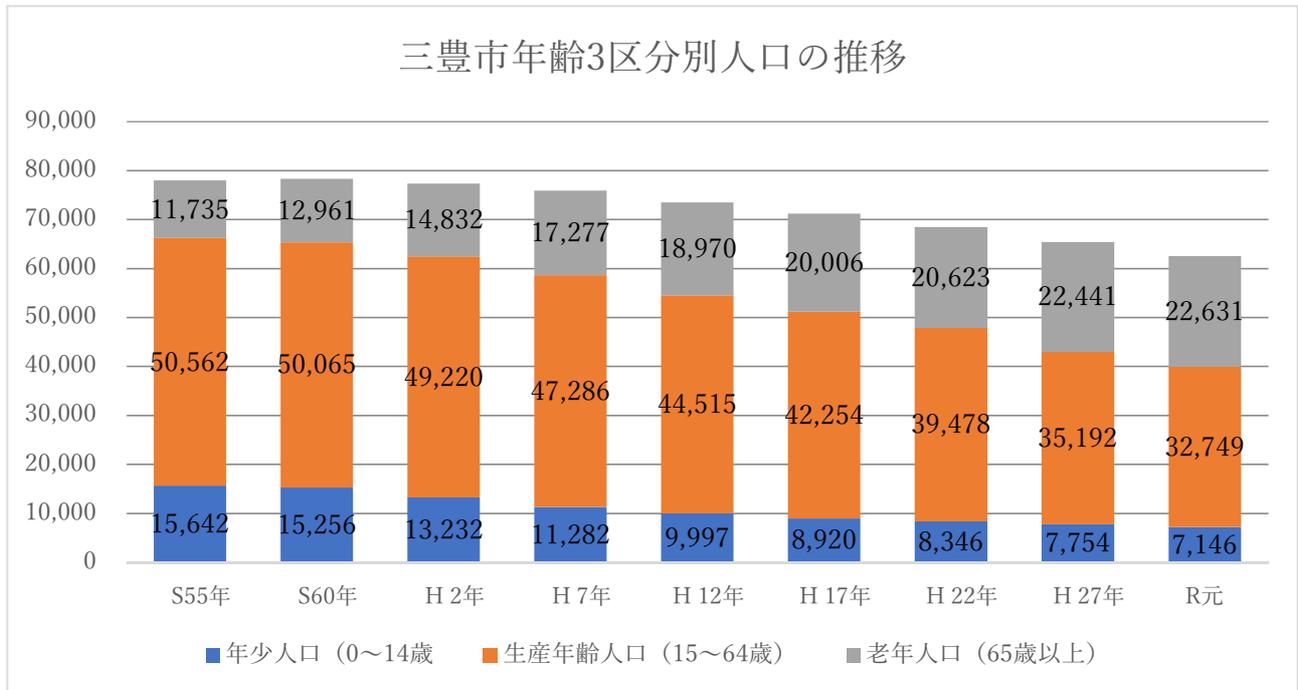
2) 年齢3区分別人口と高齢化の推移

年齢3区分別人口を見ると、昭和55(1980)年以降、生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(0～14歳)が年々減少する一方、老年人口(65歳以上)は増加し続けている。

昭和55(1980)年には、年少人口は15,642人だったが、平成27(2015)年には、年少人口は7,754人となり、35年間で約50%と大幅な減少が見られる。

表2 三豊市の年齢3区分別人口の推移

単位：人



資料：国勢調査結果、香川県人口移動調査

3. 三豊市立学校の園児・児童・生徒数の推移

昭和55年と比較すると幼稚園の園児数は2,151人、小学校の児童数は6,622人、中学校の生徒数は3,039人であったが、令和3年の園児数は833人と1,318人の減少(61.2%減)、児童数は3,050人と3,572人の減少(53.9%)、生徒数は1,682人と1,357人の減少(44.6%)となっている。

表3 園児・児童・生徒数の推移

単位：人

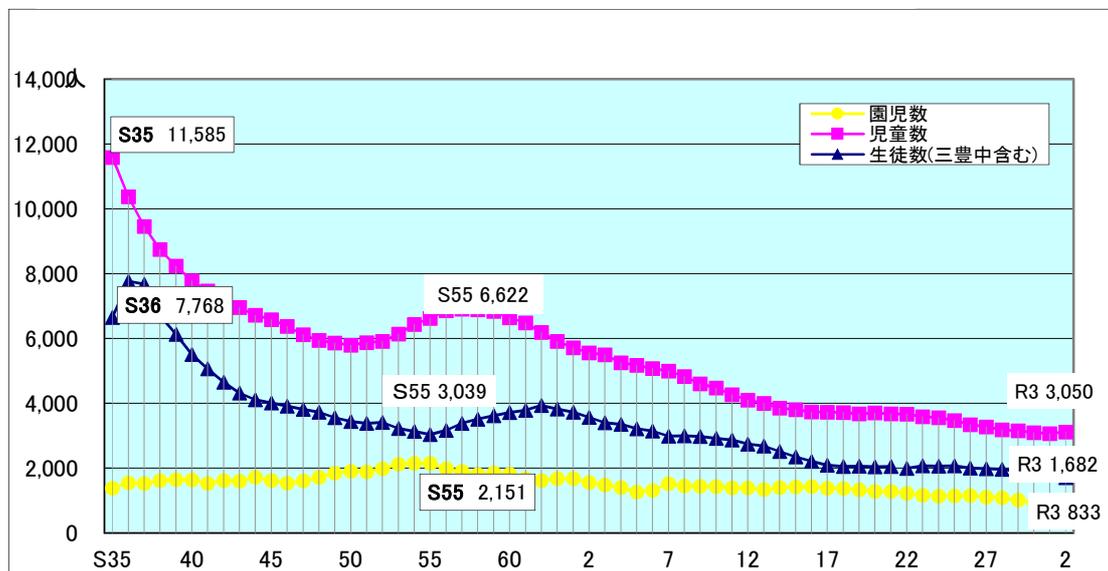


表4 幼児数・園児数・児童数・生徒数の比較 (H22→R3)

単位：人

町	保育所名	幼児数		増減	幼稚園名	園児数		増減	小学校名	児童数		増減	中学校名	生徒数		増減
		H22	R3			H22	R3			H22	R3			H22	R3	
高瀬	高瀬中央保育所	137	144	7	上高瀬	78	67	▲ 11	上高瀬	214	208	▲ 6	高瀬	419	336	▲ 83
					勝間	58	41	▲ 17	勝間	204	159	▲ 45				
					比地二	70	42	▲ 28	比地二	178	158	▲ 20				
	高瀬南部保育所	55	113	58	二ノ宮	50	14	▲ 36	二ノ宮	109	63	▲ 46				
					麻	53	23	▲ 30	麻	126	118	▲ 8				
山本	山本保育所	103	51	▲ 52	辻	43	132	22	辻	101	315	▲ 25	学校組合立三豊	431	362	▲ 69
					河内	15			河内	50						
					大野	34			大野	127						
					神田	18			神田	62						
三野	三野保育所	98	167	69	大見	72	38	▲ 34	大見	186	143	▲ 43	三野津	252	237	▲ 15
					下高瀬	58	39	▲ 19	下高瀬	209	190	▲ 19				
					吉津	57	43	▲ 14	吉津	168	137	▲ 31				
豊中	豊中保育所	98	97	▲ 1	豊中	264	246	▲ 18	桑山	138	110	▲ 28	豊中	291	265	▲ 26
									比地大	95	124	29				
									笠田	143	117	▲ 26				
									上高野	132	94	▲ 38				
									本山	146	138	▲ 8				
詫間	松崎保育所	72	84	12	松崎	41	19	▲ 22	松崎	168	107	▲ 61	詫間	326	264	▲ 62
	詫間保育所	110	107	▲ 3	詫間	95	53	▲ 42	詫間	499	479	▲ 20				
	須田保育所	60	51	▲ 9	大浜	6	3	▲ 3	大浜	34	20	▲ 14				
					箱浦	3			箱浦	20						
仁尾	仁尾保育所	66	49	▲ 17	平石	111	65	▲ 46	仁尾	320	228	▲ 92	仁尾	168	126	▲ 42
					曾保	12	1	▲ 11	曾保	38	11	▲ 27				
財田	財田保育所	41	72	31	財田	88	10	▲ 78	財田上	108	151	43	和光	102	92	▲ 10
									財田中	89						
合計		840	935	95		1,226	833	▲ 393		3,664	3,050	▲ 525		1,989	1,682	▲ 307

資料：保育幼稚園課、学校教育課（保育施設は各年4月1日現在、幼小中は各年5月1日現在）

表5 幼児数・園児数・児童数・生徒数と施設数の推移

年度	保育所	施設数	幼稚園	施設数	小学校	施設数	中学校	施設数	
平成	20	804	10	1,287	21	3,705	26	2,042	7
	21	834	10	1,287	21	3,678	26	2,052	7
	22	848	10	1,226	21	3,664	26	1,989	7
	23	847	10	1,170	21	3,588	26	2,071	7
	24	869	10	1,140	21	3,559	26	2,066	7
	25	881	10	1,145	21	3,466	26	2,073	7
	26	953	10	1,153	19	3,342	24	2,013	7
	27	997	10	1,112	19	3,274	24	1,984	7
	28	1,048	10	1,088	19	3,187	20	1,961	7
	29	1,062	10	1,023	19	3,159	20	1,904	7
	30	1,083	10	941	19	3,100	20	1,863	7
令和	1	1,105	10	859	18	3,068	19	1,785	7
	2	967	10	918	15	3,121	19	1,708	7
	3	935	10	833	15	3,050	19	1,682	7

資料：保育幼稚園課、学校教育課（保育施設は各年4月1日現在、幼小中は各年5月1日現在）

表6 各幼稚園の園児数の推移

区分	H 23		H 24		H 25		H 26		H 27		H 28		H 29		H 30		R 元		R 2		R 3				
	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数			
町 計	73	1,170	70	1,140	69	1,145	67	1,153	67	1,112	67	1,088	64	1,023	62	941	60	859	54	918	57	833			
高瀬	上高瀬	4	72	4	74	4	77	3	66	4	83	4	87	5	93	5	74	5	67	3	64	4	67		
	勝間	3	54	3	45	3	52	3	48	3	42	3	38	3	50	3	51	3	45	3	50	3	41		
	比地二	3	57	3	57	3	57	3	62	3	58	3	47	3	51	3	54	3	47	3	42	3	42		
	二ノ宮	3	45	3	31	3	30	3	23	3	23	3	24	2	18	2	15	3	15	3	18	3	14		
	麻	3	54	4	58	4	69	3	55	3	48	3	47	3	31	2	21	2	14	3	21	3	23		
山本	山本																	7	137	6	132				
	辻	3	40	3	49	3	53	3	51	3	35	3	25	3	24	3	25	3	26	(R2.4~新設園)					
	河内	3	21	3	20	3	15	3	17	3	15	2	10	2	8	2	8	2	8	(R2.4~新設園)					
	大野	3	40	3	48	3	41	3	39	3	35	3	39	3	30	3	30	3	29	(R2.4~新設園)					
	神田	2	10	2	11	2	9	2	12	2	9	1	3	(H29.4休園→R2.3廃園)											
三野	大見	4	64	3	58	3	59	3	51	3	47	3	57	3	51	3	43	3	41	3	45	3	38		
	下高瀬	4	68	3	63	4	68	4	84	4	87	4	71	3	57	3	48	3	41	3	44	3	39		
	吉津	4	70	3	65	4	79	4	60	3	50	3	52	3	57	3	50	3	49	3	56	3	43		
豊中	豊中	12	263	12	258	11	245	11	257	11	256	12	277	12	271	12	278	11	248	11	249	13	246		
詫間	松崎	3	37	3	35	3	35	3	39	3	35	3	37	3	27	3	20	3	22	3	18	3	19		
	詫間	5	86	5	91	5	96	6	115	6	121	6	117	6	111	5	93	5	85	3	57	3	53		
	大浜	1	7	2	10	1	6	1	6	1	6	1	7	1	7	1	4	(H31.3廃園)							
	箱浦	1	3	(H24.4休園→H26.4廃園)																					
仁尾	平石	5	95	5	89	5	82	4	86	5	97	5	86	5	78	5	68	4	61	3	65	4	65		
	曾保	2	10	2	10	1	4	1	2													1	4	1	1
	財田	5	74	4	67	4	68	4	80	4	65	4	60	3	55	3	54	3	58	2	48	2	10		

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

表7 町別の園児数の推移

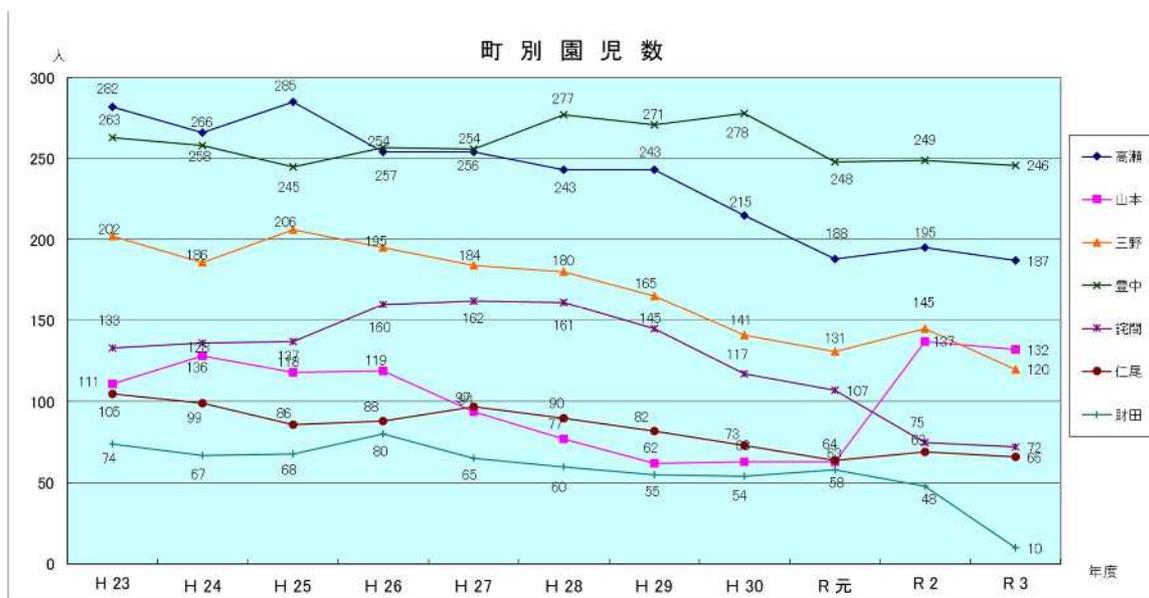


表8 各小学校の児童数の推移

区分	H 23		H 24		H 25		H 26		H 27		H 28		H 29		H 30		R 元		R 2		R 3		
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	
町 計	202	3,588	203	3,559	207	3,466	203	3,342	206	3,274	190	3,187	188	3,159	187	3,100	180	3,068	185	3,121	182	3,050	
高瀬	上高瀬	11	215	13	207	13	198	13	197	14	207	14	206	12	198	13	204	12	214	13	219	12	208
	勝間	11	206	10	192	11	179	10	167	9	150	9	146	8	138	8	140	8	147	8	155	8	159
	比地	9	187	8	183	7	164	8	171	8	164	8	165	8	157	8	150	8	151	7	160	7	158
	二ノ宮	6	113	6	123	6	119	6	117	6	108	6	97	6	77	7	70	7	70	7	64	7	63
	麻	8	123	8	134	7	131	8	136	9	147	9	149	9	150	9	141	9	145	7	132	8	118
山本	山本											16	325	16	338	16	343	15	321	16	326	16	315
	辻	8	99	7	101	7	100	6	108	7	118	(H28.4~新設校)											
	河内	6	50	6	48	7	52	7	46	7	42	(H28.4~新設校)											
	大野	8	120	8	110	9	110	8	111	8	108	(H28.4~新設校)											
	神田	6	57	7	59	7	54	7	48	7	48	(H28.4~新設校)											
三野	大見	7	195	8	200	8	188	7	174	8	175	8	161	8	152	8	149	8	149	8	146	8	143
	下高瀬	9	189	9	184	10	194	12	198	11	189	11	184	11	197	10	197	9	193	11	194	11	190
	吉津	7	160	8	170	9	175	9	164	9	172	9	153	10	154	8	143	8	151	8	143	8	137
豊中	桑山	7	146	7	163	6	156	6	151	7	143	7	136	8	132	9	112	9	114	9	111	9	110
	比地大	6	102	6	86	6	82	7	79	7	80	8	84	8	95	8	99	8	108	8	116	8	124
	笠田	7	142	7	133	7	134	7	129	7	125	8	123	8	123	8	120	8	120	8	113	8	117
	上高野	8	120	8	116	8	125	8	115	8	109	8	104	8	98	8	92	8	84	8	85	7	94
	本山	6	137	7	134	8	123	9	117	9	117	9	113	9	123	8	118	9	127	9	137	9	138
詫間	松崎	8	166	8	156	8	154	8	142	8	131	8	125	8	124	9	121	9	106	9	114	8	107
	詫間	19	471	18	472	19	464	18	452	19	439	19	430	19	433	19	457	20	460	22	492	22	479
	大浜	5	23	5	20	5	20	4	17	5	21	6	18	6	19	6	11	(H31.3廃校)					
箱浦	5	23	5	19	5	16	(H26.4廃校)																
仁尾	14	310	13	307	14	294	13	282	12	261	12	247	12	243	12	238	12	227	14	234	14	228	
曾保	7	37	7	36	6	30	6	28	5	23	5	21	5	18	4	13	4	12	4	10	4	11	
財田	財田											10	200	9	190	9	182	9	169	9	170	8	151
	財田上	8	109	8	110	8	110	8	105	8	113	(H28.4~新設校)											
	財田中	6	88	6	96	6	94	8	88	8	84	(H28.4~新設校)											

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）学級数は特別支援学級を含む

表9 町別の児童数の推移

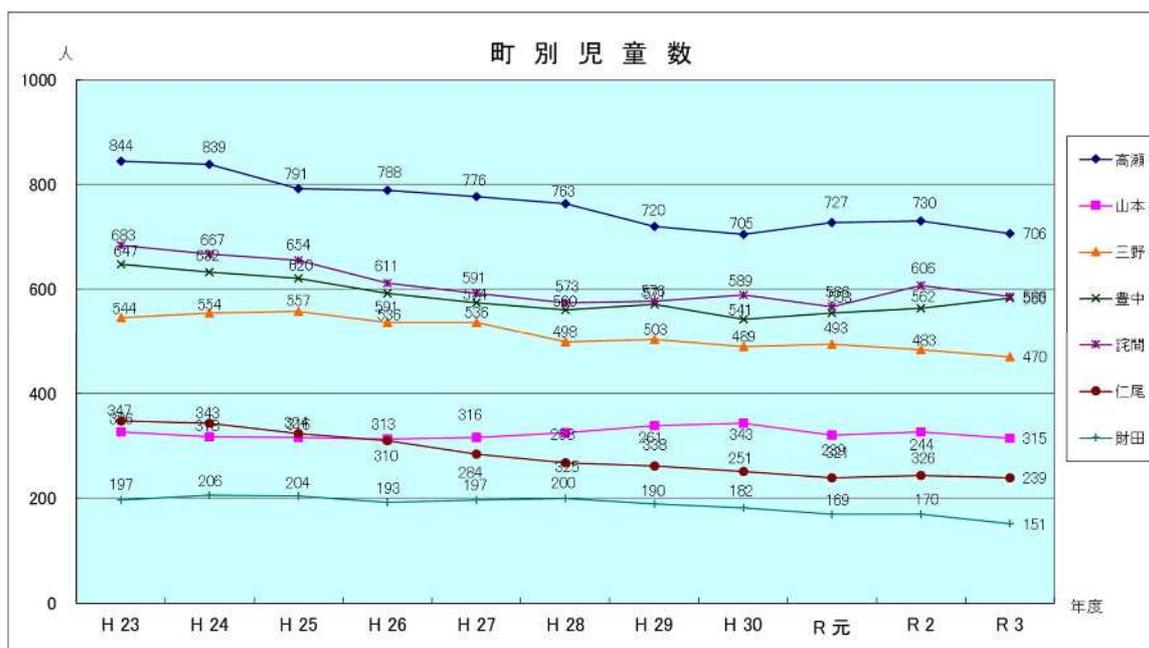
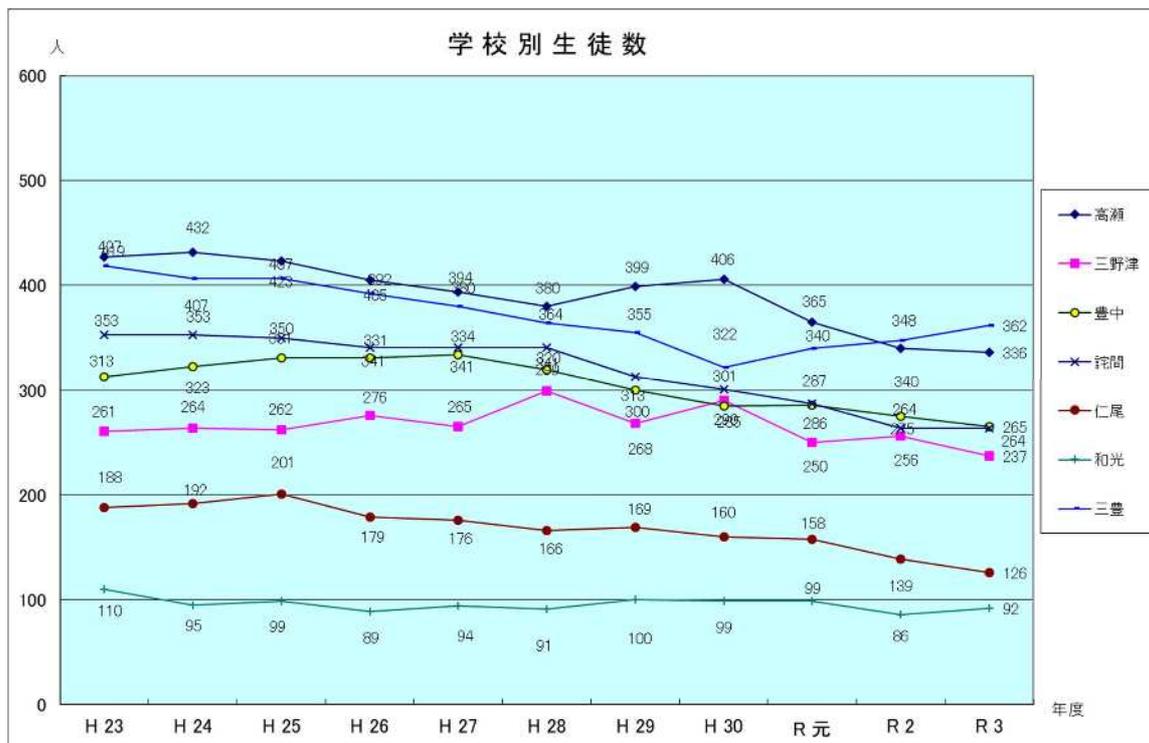


表 10 各中学校の生徒数の推移

区分	H 23		H 24		H 25		H 26		H 27		H 28		H 29		H 30		R 元		R 2		R 3	
	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数														
中学校計	77	2,071	78	2,066	80	2,073	80	2,013	80	1,984	78	1,961	82	1,904	78	1,863	77	1,785	74	1,708	77	1,682
うち市内在学者		1,848		1,829		1,844		1,791		1,778		1,748		1,695		1,675		1,606		1,525		1,491
市立中学校計	63	1,652	64	1,659	64	1,666	63	1,621	64	1,604	63	1,597	68	1,549	65	1,541	63	1,445	61	1,360	62	1,320
高瀬	15	427	15	432	15	423	14	405	15	394	15	380	17	399	17	406	15	365	15	340	14	336
三野津	11	261	11	264	11	262	11	276	11	265	12	299	12	268	11	290	11	250	11	256	13	237
豊中	11	313	13	323	13	331	13	331	14	334	12	320	12	300	11	285	11	286	11	275	12	265
詫間	13	353	13	353	13	350	14	341	13	341	13	341	13	313	12	301	12	287	12	264	12	264
仁尾	7	188	7	192	8	201	8	179	8	176	8	166	8	169	8	160	8	158	7	139	7	126
和光	6	110	5	95	4	99	3	89	3	94	3	91	6	100	6	99	6	99	5	86	4	92
組合立	14	419	14	407	16	407	17	392	16	380	15	364	14	355	13	322	14	340	13	348	15	362
うち市内在学者		196		170		178		170		174		151		146		134		161		165		171

資料：学校基本調査（各年 5 月 1 日現在）学級数は特別支援学級を含む

表 11 中学校別の生徒数の推移



4. 小学校中学校の適正規模の基準など

1) 法令等からみた適正規模

○学校教育法

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りでない。

※同上の規定は、第79条で中学校に準用

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 (適正な学校規模の条件)

第4条 法第3条第1項第4号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

①学級数がおおむね12学級から18学級までであること。

②通学距離が、小学校にあつてはおおむね4km以内、中学校にあつてはおおむね6km以内であること。

○公立小中学校の適正規模・配置に関する手引

①6学級以下の小学校、3学級以下の中学校は適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

②通学時間はおおむね1時間以内を一応の目安として、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定する事の適否も含めた判断を行うことが適当である。

○学級編成の標準(小学校・中学校設置基準)

第4条 小学校設置基準・中学校設置基準

1学級の児童数は、法令に特別の定めがある場合を除き40人以下とする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

表12 学級編成の標準

学級種別	小学校	中学校
同学年の児童で編成する学級	35人(1年生) 40人(2~6年生)	40人
複式学級(2個学年)	16人(1年制を含む場合8人)	8人
特別支援学級	8人	
<特別支援学校(小・中学部)>	6人(重複障害3人)	

○学級編成の標準の引き下げ【第3条第2項関係】

①小学校の学級編成の標準を現行の40人から35人に引き下げる。

②少人数学級の計画的な整備【附則第2条第1項関係】

令和7年3月31日までの間における学級編成の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、40人とする。

表13 学級編成の標準の引き下げに係る計画

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

○学級編制の考え方

原則として学級は同学年の児童生徒で編制するもの。ただし、児童生徒数が著しく少ないか、その他特別の事情がある場合においては、同学年の児童生徒を1学級に編制することができる。学級編制の標準は、1学級あたりの人数の上限を示したもの。

したがって、各学年ごとの児童生徒数を標準の人数で除して得た数（1未満の単数切り下げ）が当該学年の学級数になる。

（例）35人学級→1学級〔35人〕 65人の学年→2学級〔32人、33人〕

122人の学年→4学級〔30人、30人、31人、31人〕

○学級数による学校規模の分類

香川県における学級編成の標準人数は、国の基準を下回り、令和3年度から小学校全学年及び中学校1,2年生を35人以下としている。

表14 学級数による学校規模の分類図

学校規模の分類		過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学級数	小学校	1～5	6～11	12～18	19～30	31以上
	中学校	1～2	3～11	12～18	19～30	31以上

2) 三豊市の適正規模の基準

平成23年3月の三豊市立学校の適正規模・適正配置の答申による三豊市の適正規模については【表15】のとおり

表15 三豊市の適正規模の基準表

項目	国の基準	三豊市の基準
学校規模	・12学級以上18学級以下	・小6学年12学級以上 中3学年9学級以上 ・小下限1学年単学級、 1学級20人、全校120人 ・7町に最低1小学校、1中学校
通学距離	・小4km、中6km以内	・小4km、中6km以内 ・通学区域は旧町単位を基本 ・小2.5km、中6kmを超える生徒には通学支援策を講じる (スクールバスの通学支援策)

※中学校については、1町に1中学校を基本としているため統合は行わないとしている。
幼稚園の通園区は小学校区と同じが望ましいという考えが示されている。

・学校規模分布図 (H22 と R3 との比較)

表 16 現状の学級編制図 (小学校)

H22【合計】 児童数 3,664 人 普通学級 168 学級 (複式学級数 2学級) 特別支援学級数 31 学級	増減 -16.8% -17.3% 38.7%	【合計】 R3 児童数 3,050 人 普通学級 139 学級 (複式学級数 0学級) 特別支援学級数 43 学級
--	---------------------------------	--

H22 小学校 ※()は特別支援学級数	普通学級数	学校規模 (文部省基準)	普通学級数	R3 小学校 ※()は特別支援学級数
児童数				児童数
	1	過小	1	
	2		2	
	3		3	
	4		4	曾保
	5		5	11
	箱浦 20 大浜 34			
曾保(1) 38 河内 50 神田 62 財田中 89 比地大 95 辻(2) 101		小	比地大(2) 124	
財田上(2) 108 二ノ宮(1) 109 麻(2) 126 大野(2) 127 上高野(2) 132 桑山(1) 138			麻(2) 118 笠田(2) 117 桑山(3) 110 松崎(2) 107 上高野(1) 94 二ノ宮(1) 63	
笠田(1) 143 本山 146 吉津(1) 168			勝間(2) 159 比地(1) 158 財田(2) 151 大見(2) 143 本山(3) 138 吉津(2) 137	
			下高瀬(4) 190	
			比地(1) 178 勝間(3) 204 上高瀬(2) 214	
			8	
			9	上高瀬(3) 219
			10	
			11	仁尾(3) 228
			12	山本(4) 315
	仁尾(2) 320		適正	
		13		
		14		
		15		
		16		
		17		詫間(4) 479
	詫間(3) 499	18		
		大		
	5		19	
	30		30	
		過大		
	31		31	
	5	5		

※学級数、児童生徒数はH22・R3学校基本調査より

表 17 前回答申結果に基づいた学級編制図 (小学校)

H22【合計】 児童数 3,664 人 普通学級 161 学級 (複式学級数 9学級) 特別支援学級数 31 学級	増減 -16.8% -33.5% 0.0%	【合計】 R3 児童数 3,050 人 普通学級 107 学級 (複式学級数 0学級) 特別支援学級数 31 学級
--	--------------------------------	--

H22 小学校 ※()は特別支援学級数	普通学級数	学校規模 (文部省基準)	普通学級数	R3 小学校 ※()は特別支援学級数
児童数				児童数
	1	過小	1	
	2		2	
	3		3	
	4		4	
	5		5	
	箱浦 20 大浜 34 曾保(1) 38 河内 50			
神田 62 財田中 89 比地大 95 辻(2) 101 財田上(2) 108 二ノ宮(1) 109		小	比地大(2) 124	
麻(2) 126 大野(2) 127 上高野(2) 132 桑山(1) 143 笠田(1) 146 本山 146			麻(2) 118 笠田(2) 117 桑山(3) 110 松崎(2) 107 上高野(1) 94 二ノ宮(1) 63	
			勝間(2) 159 比地(1) 158 財田(2) 151 大見(2) 143 本山(3) 138 吉津(2) 137	
			下高瀬(4) 190	
			比地(1) 178 勝間(3) 204 上高瀬(2) 214	
			8	
			9	上高瀬(3) 219
			10	
			11	仁尾(3) 228
			12	山本(4) 315
	仁尾(2) 320		適正	
		13		山本(4) 315 高瀬(2)(3) 340
		14		高瀬(1)(3) 366
		15		三野(7) 470
		16		
		17		
	詫間(3) 499	18		
		大		
	5		19	詫間(6) 586 豊中(7) 583
	30		30	
		過大		
	31		31	
	5	5		

※学級数は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいた学級編制より

※児童生徒数はH22・R3学校基本調査より

※高瀬①は前回答申による「上高瀬・比地」統合校、高瀬②は「勝間・二ノ宮・麻」統合校。

表 18 現状の学級編制図（中学校）

表 19 法律に基づいた学級編制図（中学校）

H22【合計】
生徒数 1,989 人
普通学級 61 学級

増減
-15.4%
-4.9%

【合計】R3
生徒数 1,682 人
普通学級 58 学級

【合計】
生徒数 1,989 人
普通学級 59 学級

増減
-15.4%
-10.2%

【合計】
生徒数 1,682 人
普通学級 53 学級

特別支援学級数 16 学級 12.5% 特別支援学級数 18 学級

特別支援学級数 16 学級 12.5% 特別支援学級数 18 学級

H22 中学校 ※()は特別支援学級数		普通学級数	学校規模 (文部省基準)	普通学級数	R3 中学校 ※()は特別支援学級数	
生徒数					生徒数	
		1	過小	1		
		2		2		
		3		3	和光(1)	92
和光(2)	102	4		4		
		5		5	仁尾(2)	126
仁尾(2)	168	6	小	6		
		7		7		
三野津(3)	252	8		8		
豊中(2)	291	9		9	豊中(3)	265
詫間(2)	326	10		10	三野津(4)	237
		10			詫間(2)	264
		11	11	高瀬(3)	336	
三豊(2)	431(市内195)	高瀬(3)	419	12	三豊(3)	362(市内171)
		13	適正	13		
		14		14		
		15		15		
		16		16		
		17		17		
		18		18		
		19		19		
		30		30		
		31	31			
		5	過大	5		

H22 中学校 ※()は特別支援学級数		普通学級数	学校規模 (文部省基準)	普通学級数	R3 中学校 ※()は特別支援学級数	
生徒数					生徒数	
		1	過小	1		
		2		2		
		3		3	和光(1)	92
和光(2)	102	4		4	仁尾(2)	126
		5		5		
仁尾(2)	168	6	小	6		
		7		7	三野津(4)	237
三野津(3)	252	8		8	詫間(2)	264
詫間(2)	326	9		9	豊中(3)	265
		10		10		
		11		11	高瀬(3)	336
三豊(2)	431(市内195)	高瀬(3)	419	12	三豊(3)	362(市内171)
		13	適正	13		
		14		14		
		15		15		
		16		16		
		17		17		
		18		18		
		19		19		
		30		30		
		31	31			
		5	過大	5		

※学級数、児童生徒数はH22・R3学校基本調査より

※学級数は公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に基づいた学級編制より
※児童生徒数はH22・R3学校基本調査より

5. 三豊市立学校再編整備の進め方

1) 【表 15】 p8 の三豊市の基準表を基に再編を進める。

①複式学級編制対象となる小学校の解消を最優先とする。

複式編制対象学級があり、今後児童数の増加が見込めない小学校については、同じ町内の近隣の小学校と統合する。

②全校 120 人未満の小学校を統合し、望ましい規模に近づける。

3 年間、児童数 120 人を下回る状態が続き、今後増加が見込めない小学校については、同じ町内の近隣の小学校と統合する。

③校舎の規模や耐用年数も考慮し、今後の計画も見越した上で、必要に応じ新校舎の建築を検討する。

④中学校については、1 町に 1 中学校を基本としているので、当面の間、統合は行わない。

⑤幼稚園については、平成 21 年 1 月に三豊市就学前教育・保育検討委員会から出された答申を尊重する。

2) 見直し期間

前回答申データは予測であるため、概ね 10 年ごとに見直し期間を設け、児童・生徒数の状況や社会情勢を考慮して計画の見直しを行う必要がある。

なお、児童・生徒数の激変、個々の計画の大幅な変更、法改正等の特別な事情が起きた場合には、随時見直しを図る必要があると考える。

3) 統合に要する期間設定

統合には既存の学校施設をそのまま利用できる場合と増築が必要な場合、新設校を建築する場合は考えられる。それぞれに要する期間は先進事例等を参考にし、【表 20】を標準として設定している。

表 20 統合期間の目安

統合の種別	期間	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	8 年
既存施設利用統合 (増築等なし)	2 年	説明	準備	実施					
増築統合	4 年	説明	実施 設計	工事	工事	実施			
新設統合	7 年	説明	基本 設計	用地 取得	用地 取得	実施 設計	工事	工事	実施

6. 三豊市立学校再編整備基本方針（第2期・第3期・第4期）平成31年4月
平成23年3月の三豊市立学校適正規模・適正配置検討委員会からの答申を受け、平成23年5月18日に三豊市立学校再編整備基本方針を策定。平成30年度に三豊市立小学校の再編整備の具体的方策の検証を行ったが、今後の推移をより精度を高めるために学校教育課作成の小学校入学予定者を参考に平成31年4月に第2期以降の基本方針を策定した。

基本としては、答申で示された三豊市立小学校の再編整備の具体的方策を踏襲する。

まずは、現状を広く地域・保護者に知らせ共に考えてもらう機会を設け、地域・保護者のご理解を得ながら進める。としている。

- ① 曾保小学校の仁尾小学校への統合は、今後も保護者・地域住民の理解を得るよう取り組む。
- ② 豊中地区では、当初の推計では本山小学校が第2期に120人を下回ると推測されたが、逆に2020年を境に増加に転じ120人を上回る見込みとなっている。一方、他の4校（桑山・比地大・笠田・上高野）では120人を下回る見込みであることから、第2期に統合協議を開始し第3期中の5校統合を目指す。
- ③ 高瀬地区では、二ノ宮小学校が推計を上回る減少が続いているが、勝間小学校が推計を下回る減少である。保護者・地域住民の意見を聞きつつ統合への理解に努める。
- ④ 三野地区では、推計を下回る減少であるため、今後の動向を注視しつつ市内の統合状況を知らせる。
- ⑤ 詫間地区では、推計を下回る減少であるため、今後の動向を注視しつつ市内の統合状況を知らせる。
- ⑥ 幼稚園については、原則として答申（平成21年1月三豊市修学前教育・保育検討委員会）を基本とする。

7. 平成23年度以降の学校再編整備【表21】

これまでの学校再編整備計画の進捗・経過（幼稚園・小学校）

- ①② 詫間地区では、平成25年度までとしていたが、初期10年間での計画内となった。
- ⑤⑦ 予定より早く山本地区と財田地区では小学校再編が進んだ。
- ③④ 仁尾地区は、地元協議により未完了となっている。

表 21 平成 23 年度以降の学校再編整備計画による実績

計 画	実 績
① 箱浦小学校、大浜小学校の詫間小学校への統合 平成 25 年度までに	箱浦小学校 平成 26 年 4 月統合 大浜小学校 平成 31 年 4 月統合
② 箱浦幼稚園、大浜幼稚園の詫間幼稚園への統合 平成 25 年度までに	箱浦幼稚園 平成 26 年 4 月統合 大浜幼稚園 平成 31 年 4 月統合
③ 曾保小学校の仁尾小学校への統合 平成 25 年度までに	未完了
④ 曾保幼稚園の平石幼稚園への統合 平成 25 年度までに	未完了
⑤ 辻、河内、大野、神田小学校は新設小学校として開校 早期開校を目指す	新設山本小学校 平成 28 年 4 月開校
⑥ 辻、河内、大野、神田幼稚園は新設幼稚園として開校 早期開園を目指す	新設山本幼稚園 令和 2 年 4 月開園
⑦ 財田上・財田中小学校は新設小学校として開校 早期開校を目指す	新設財田小学校 平成 28 年 4 月開校

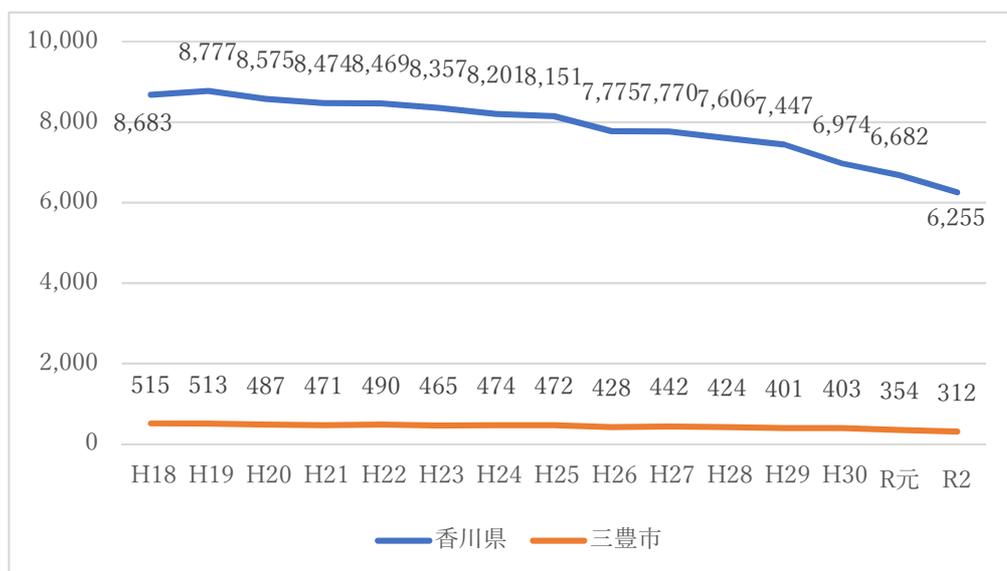
表 22 その他の小学校の当初再編整備の具体的方策

町 名	小学校名	後期 第 2 期(2017~2021)	将来構想 第 3 期(2022~2026)
高 瀬	勝 間		統合協議を開始し、第 4 期に勝間、二ノ宮、麻を統合し新設校を建築
	二ノ宮		
	麻		
三 野	大 見		吉津、大見小学校の児童数が 3 年連続で 120 人を下回る推測 下高瀬小学校に統合
	下高瀬		
	吉 津		
豊 中	桑 山	統合協議を開始 (2021 年)	比地大、上高野小学校が 1 期に 120 人を下回り、本山、笠田、桑山も 2 期に 120 人を下回る推測から 5 校を統合し新設校を建築 (R8 年 4 月開校)
	比地大		
	笠 田		
	上高野		
	本 山		
詫 間	松 崎	統合協議を開始	3 年連続で 120 人を下回る推測 詫間小学校に統合

8. 三豊市の出生数などからの将来推計

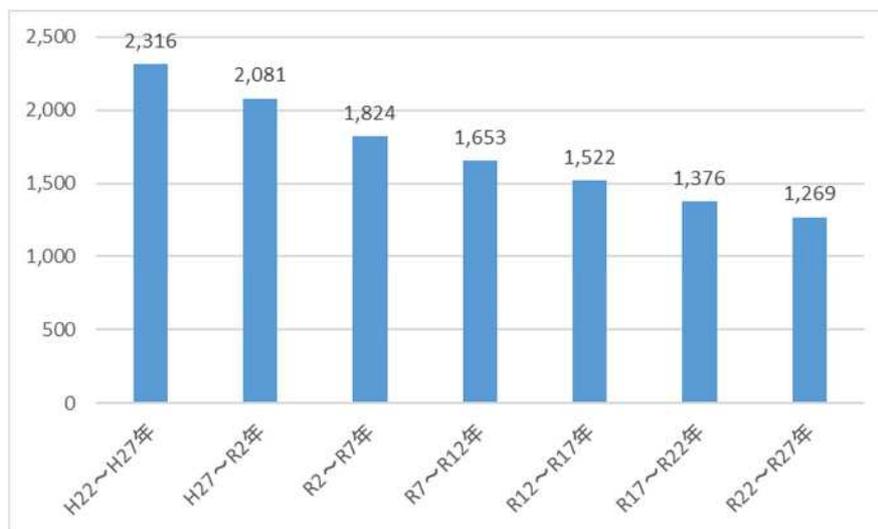
香川県が毎月実施している香川県人口移動調査による出生数の自然増減【表 23】令和 2 年の香川県の出生数は 6,255 人と前年比で 427 人の減少（前年比 6.3%の減、13 年連続で過去最低を更新）三豊市の出生数は 312 人と 42 人の減少（前年比 11.8%の減）となっている。

表 23 香川県人口移動調査による出生数



資料：香川県人口移動調査（各年 1 月～12 月）

表 24 国立社会保障・人口問題研究所による三豊市出生数



1) 三豊市内各町の小学校区ごとの出生数予測

令和 3 年の住民基本台帳及び国立社会保障・人口問題研究所のデータにより、三豊市内各町別の小学校区ごとの出生数【表 25】を予測した結果、20 年後の令和 23 年の出生数は 274 人と令和 3 年と比較すると、48 人（14.9%）の

減少となっている。

また、令和3年の住民基本台帳を基とした児童数生徒数の予測は【表26】のとおりであり、令和9年の児童数は2,382人で、令和3年と比較すると698人(22.6%)の減少となっている。生徒数を見ると、令和15年の生徒数は1,062人で令和3年と比較すると507人(32.3%)の減少となっている。

【表24】・【表25】・【表26】のデータを基に三豊市内の児童数生徒数の予測をした結果、【表27】・【表28】のとおりとなっている。

表25 市内各町の小学校区ごとの出生数予測

町		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27
		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045
高瀬	上高瀬	38	32	41	33	29	29	41	28	33	32	32	31	31	30	29	29	28	28	27	27	26	25	25	24	24	24	23	23	23	22	22	
	勝間	35	30	31	35	23	27	24	20	27	26	25	25	24	24	23	23	23	22	22	22	21	21	20	20	19	19	18	18	18	18	18	
	比地	32	24	21	26	25	29	17	9	21	21	20	20	19	19	19	18	18	18	17	17	17	16	16	16	15	15	15	14	14	14	14	
	ニノ宮	7	13	9	11	11	9	7	6	9	9	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6	6	
	麻	18	15	18	14	15	10	9	9	12	12	12	12	11	11	11	11	11	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	8	8	8
小計	130	114	120	119	103	104	98	72	102	100	97	96	93	92	90	89	87	86	84	83	82	80	78	77	73	73	73	71	70	69	68	68	
山本	山本	53	43	42	54	34	35	27	20	35	34	33	33	32	32	31	31	30	30	29	29	28	28	27	26	26	25	25	24	24	24	23	
	小計	53	43	42	54	34	35	27	20	35	34	33	33	32	32	31	31	30	30	29	29	28	28	27	26	26	25	25	24	24	24	23	
三野	大見	19	28	18	21	14	26	25	18	20	20	19	19	19	18	18	18	17	17	17	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14	14	13	
	下高瀬	29	26	28	29	25	24	25	23	26	25	24	24	23	23	23	22	22	22	21	21	20	20	20	19	19	18	18	18	17	17	17	
	吉津	22	31	24	24	14	22	14	18	19	19	18	18	18	17	17	17	16	16	16	16	15	15	15	14	14	14	14	13	13	13	13	13
小計	70	85	70	74	53	72	64	59	65	64	61	61	60	58	57	55	55	54	53	51	51	50	48	48	47	46	45	45	44	44	43		
豊中	桑山	13	18	14	11	21	17	21	16	17	16	16	15	15	15	14	14	14	14	14	14	13	13	13	12	12	12	12	11	11	11	11	
	比地大	18	25	19	17	18	12	15	14	16	15	15	15	14	14	14	14	13	13	13	13	13	12	12	12	12	11	11	11	11	11	10	
	笠田	19	18	22	17	19	15	13	17	17	17	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11	11
	上高野	13	24	18	10	14	11	3	8	11	10	10	10	10	10	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7
	本山	23	26	24	30	32	21	24	29	27	26	25	25	24	24	23	23	23	22	22	22	21	21	20	20	19	19	19	18	18	18	18	18
小計	86	111	97	85	104	76	76	84	88	84	82	81	79	78	76	75	74	72	72	69	67	66	65	64	62	61	60	59	59	58	57		
詫間	松崎	26	16	20	14	25	12	18	17	18	17	17	16	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	
	院間	75	75	60	51	54	47	36	38	48	46	45	44	44	43	42	41	40	40	39	39	38	37	36	36	35	34	33	33	33	32	32	
小計	101	91	80	65	79	59	54	55	66	63	62	60	60	59	58	56	55	55	54	53	52	51	49	49	48	47	45	45	45	44	44	44	
仁尾	仁尾	38	18	25	27	26	17	25	18	23	22	22	21	21	21	20	20	19	19	19	19	18	18	17	17	17	16	16	16	16	15	15	
	曾保	6	3	3	2	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小計	44	21	28	29	26	18	26	18	24	23	23	22	22	22	21	21	20	20	20	20	20	19	19	18	18	18	17	17	17	17	16	16	
財田	財田	26	24	21	17	20	22	9	14	17	17	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11	11
	小計	26	24	21	17	20	22	9	14	17	17	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14	14	13	13	13	13	12	12	12	12	12	11	11
合計	510	489	458	443	419	386	354	322	397	385	374	369	362	356	349	344	338	332	327	324	315	309	301	296	290	284	279	274	272	269	265	262	

H26～R3は令和3年5月1日現在の住基データによる(0歳～7歳)

令和4年以降の出生数は国立社会保障・人口問題研究所市区町村別将来推計人口を基にした予測

表 27 小学校別総児童数予測

町		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041
高瀬	上高瀬	219	208	223	224	213	202	206	202	193	192	195	197	187	189	185	182	178	175	172	169	167	164	161	158	154	151	148	145	143	141	139	137
	勝間	155	159	167	183	175	175	165	154	156	147	149	147	147	151	147	144	142	139	137	135	133	131	128	126	123	120	118	115	113	111	110	109
	比地	160	158	144	143	149	146	131	119	127	122	117	108	110	120	118	115	113	111	109	107	105	103	101	99	97	95	93	92	90	88	87	86
	ニノ宮	64	63	64	67	62	60	60	53	53	51	48	47	48	50	49	48	47	46	45	44	43	42	42	42	41	40	39	38	37	36	36	
	麻	132	118	110	103	100	91	78	75	69	67	64	66	68	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	59	58	57	56	55	54	53	52	51
	小計	730	706	708	720	699	674	640	603	598	579	573	565	560	580	568	557	547	537	528	519	511	502	493	484	473	463	454	445	437	429	424	419
山本	山本	326	315	305	289	284	270	241	217	205	185	184	182	187	199	195	192	189	186	183	180	177	174	171	167	164	160	157	153	150	148	146	144
	大見	146	143	146	141	123	130	134	128	124	123	128	121	115	115	113	111	109	107	105	103	101	99	97	95	93	92	90	88	87	86	85	83
三野	下高瀬	194	190	179	177	162	160	156	156	152	148	147	147	145	145	142	139	137	135	133	131	128	126	124	121	119	116	114	112	110	108	106	105
	吉津	143	137	146	149	135	125	116	108	111	106	110	106	110	109	107	105	103	101	99	98	96	94	93	91	89	87	86	84	82	81	80	79
	小計	483	470	471	467	420	415	406	392	387	377	385	374	370	369	362	355	349	343	337	332	325	319	314	307	301	295	290	284	279	275	271	267
豊中	桑山	111	110	107	97	107	107	114	116	103	108	103	101	95	94	92	90	88	87	86	85	83	82	81	79	77	75	74	73	71	70	69	68
	比地大	116	124	129	122	117	103	96	86	92	90	87	90	89	89	87	86	84	82	81	80	79	77	76	75	74	72	70	69	68	67	66	65
	笠田	113	117	113	110	108	100	89	91	98	98	95	96	99	97	95	93	92	90	88	87	86	84	82	81	80	78	76	75	74	73	71	70
	上高野	85	94	97	97	95	78	68	53	57	57	53	52	59	61	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42
	本山	137	138	139	149	160	171	177	179	163	159	152	156	156	151	147	144	142	139	137	135	133	131	128	126	123	120	118	115	113	111	110	109
	小計	562	583	585	575	587	559	544	525	513	512	490	495	498	492	480	471	463	454	447	441	434	426	418	411	403	393	385	378	371	365	359	354
詫間	松崎	114	107	109	104	106	101	99	100	104	107	99	103	101	100	98	96	94	93	92	90	88	87	85	83	81	80	78	76	75	74	73	72
	詫間	492	479	462	440	405	380	338	303	274	269	260	257	265	270	264	259	254	250	245	241	237	233	229	225	221	216	211	207	204	200	197	195
	小計	606	586	571	544	511	481	437	403	378	376	359	360	366	370	362	355	348	343	337	331	325	320	314	308	302	296	289	283	279	274	270	267
仁尾	仁尾	234	228	208	192	180	160	142	139	136	131	127	131	127	130	127	125	122	120	118	116	114	112	110	108	106	104	102	100	99	98	96	94
	菅保	10	11	14	13	13	9	9	8	5	4	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	
	小計	244	239	222	205	193	169	151	147	141	135	132	136	132	136	133	131	128	126	124	122	120	118	116	114	112	110	108	106	105	104	102	100
財田		170	151	148	130	133	130	113	102	99	99	95	89	96	97	95	93	92	90	88	87	86	84	82	81	80	78	76	75	74	73	71	70
計		3121	3050	3010	2930	2827	2698	2532	2389	2321	2263	2218	2201	2209	2243	2195	2154	2116	2079	2044	2012	1978	1943	1908	1872	1835	1795	1759	1724	1695	1668	1643	1621

R2・R3は学校教育課からのデータによる実数 R4～R9は入学予定者数一覧表による。 R10以降は出生数予測をもとに推計。

表 28 中学校別総生徒数予測

町		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37	R38	R39
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047
高瀬	高瀬	340	336	363	352	349	352	371	357	364	353	342	326	305	274	272	274	299	293	286	281	275	271	266	262	257	253	249	245	240	235	228	223	219	217	214	210	207	205
山本	三豊	165	171	158	174	164	161	150	151	138	139	130	123	96	82	82	89	102	100	98	97	95	94	92	91	89	88	86	85	83	81	79	77	76	74	73	72	72	71
三野	三野津	256	237	240	240	250	250	239	220	225	229	197	199	189	195	188	188	190	186	182	179	176	173	170	167	164	162	158	155	152	149	146	143	141	138	136	134	133	131
豊中	豊中	275	265	253	274	278	301	289	305	294	293	286	265	256	236	248	256	254	247	242	238	233	229	225	221	218	216	213	208	202	198	195	191	187	183	180	178	176	174
詫間	詫間	264	264	255	284	299	298	309	287	272	236	224	203	192	168	175	184	191	185	182	179	177	173	169	166	164	162	159	156	152	149	146	144	140	137	135	134	133	132
仁尾	仁尾	139	126	113	123	130	129	123	109	93	78	83	73	70	62	68	65	70	68	67	66	65	64	62	61	60	60	59	58	56	55	54	54	53	52	51	51	50	49
財田	和光	86	92	88	93	79	74	72	72	71	62	58	59	51	45	40	48	50	49	48	47	46	45	45	44	43	42	42	41	40	39	39	38	37	36	36	36	35	34
計		1525	1491	1470	1540	1549	1565	1553	1501	1457	1390	1320	1248	1159	1062	1073	1104	1156	1128	1105	1087	1067	1049	1029	1012	995	983	966	948	925	906	887	870	853	837	825	815	806	796

R2・R3は学校教育課からのデータによる実数 R4～R9は入学予定者数一覧表による。 R10～R15はR3.5.1 現在住民基本台帳データを基とし、R16以降は出生数予測をもとに推計。

三豊中学校は観音寺の生徒を含まない

9. 三豊市内の学校施設の状況

1) 公共施設等総合管理計画について

三豊市では、平成 21 年度(2009 年度)から平成 30 年度(2018 年度)を計画期間とする「三豊市新総合計画」を策定し、市民の皆さんとともに豊かさや賑わいをはぐ組むまちづくりを進め、令和元年度(2019 年度)から 10 年間のまちづくりの設計書となる「三豊市第 2 次総合計画」を新たに作成した。

平成 25 年(2013 年)に策定した「三豊市公共施設再配置計画」では「インフラ」の調査は行っておりませんが、いわゆる「ハコモノ」や「プラント」と呼ばれる建物系公共施設の全数調査は完了し、「三豊市公共施設等総合管理計画」は、「三豊市公共施設再配置計画」を包含する計画とするとともに、「三豊市新総合計画」で示す「まちづくりの基本理念」と「まちの将来像」を実現するための個別実践計画として平成 29 年(2017 年)3 月に策定された。

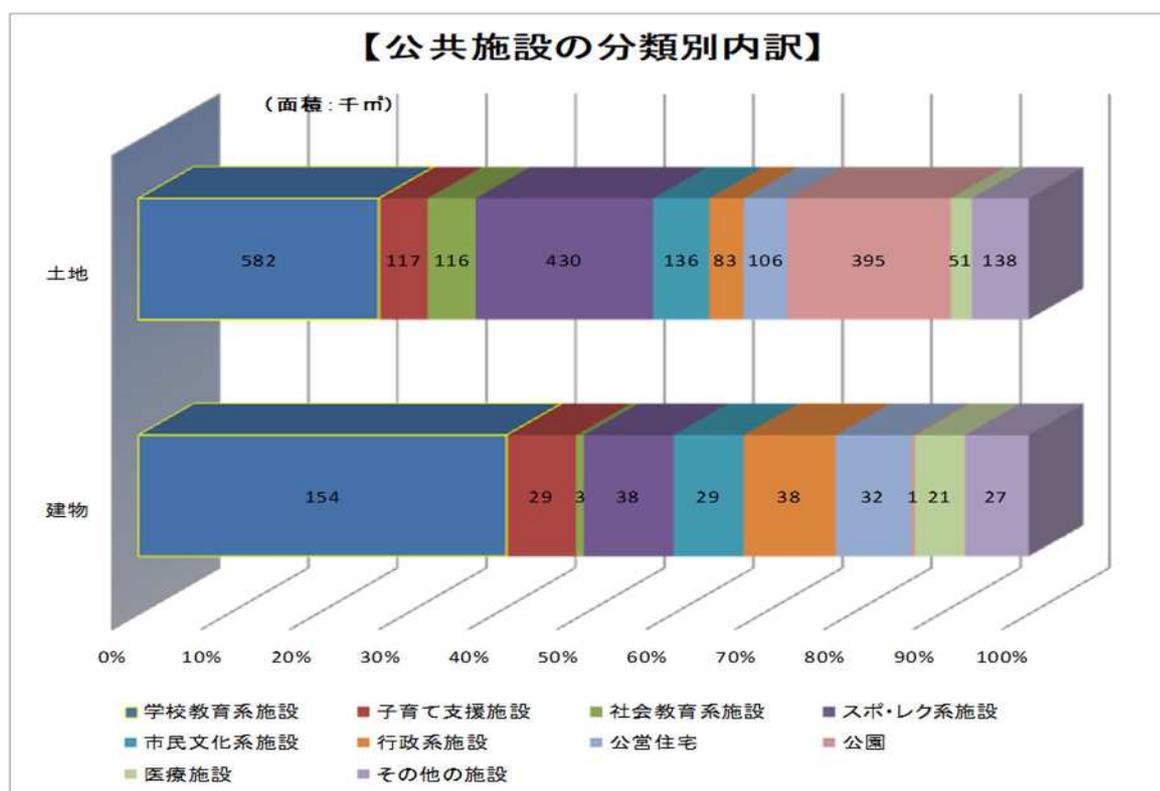
○公共施設の分類

平成 23 年度(2011 年度)に実施した概要調査の際には、道路や橋りょう、上下水道などの「インフラ」を除く建物系公共施設について現況を調査し、課題を抽出した。

調査した結果、三豊市の公共施設の総数は 466 施設、土地の総面積はおよそ 215 万㎡、建物の延床面積はおよそ 37 万㎡であることが分かった。次図に表したとおり、このうち、土地、建物ともに

学校教育系施設が占める割合が最も多く、土地については全体のおよそ 27%に当たる約 58 万㎡を、建物については、およそ 41%に当たる約 15 万㎡を学校教育系施設が占めている。

表 29 建物系公共施設の分類別内訳



資料：公共施設等総合管理計画

表 30 公共施設の分類

類型区分	大分類	中分類	主な公共施設
建物系 公共施設	市民文化系施設	集会施設	公民館、集会所
		文化施設	三豊市文化会館(マリソウエーブ)、三野町文化センター、豊中町芙蓉文化の里館
	社会教育系施設	図書館	図書館
		資料館等	宗吉かわらの里展示館、詫間町民俗資料館
	スポーツ・レクリエーション系 施設	スポーツ施設	たくまシーマックス、B & G海洋センター 緑ヶ丘総合運動公園、体育館・体育センター
		保養施設	たかせ天然温泉、ふれあいパークみのる・ポール栗島、たからだの里「環の湯」
	産業系施設	産業系施設	詫間勤労会館
	学校教育系施設	学校	小学校・中学校
		その他教育施設	給食センター
	子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育所
		幼児・児童施設	児童館・子育て支援センター、放課後児童クラブ
	保健・福祉施設	保健施設	保健センター
		高齢福祉施設	老人デイサービスセンターのぞみ荘 老人いこいの家、仁尾町総合福祉会館
		障害者福祉施設	三野町太陽の家
	行政系施設	庁舎等	市庁舎、支所、出張所
		消防施設	消防屯所
		その他行政系 施設	防災センター
	公営住宅	公営住宅	公営住宅
	公園	公園	都市公園、農村公園
供給処理施設	供給処理施設	三豊クリアプラザ	
その他	その他	駐車場、駐輪場、斎場、墓地	
土木系 公共施設	道路	道路	一級、二級、その他市道
		橋りょう	PC橋、RC橋、鋼橋等
企業会計 施設	上水道施設	上水道施設	水道局庁舎、浄水場
	下水道施設	下水道施設	農業集落排水施設、漁業集落排水施設
	病院施設等	病院施設	西香川病院、永康病院
医療施設		志々島診療所、栗島診療所、財田診療所	

資料：公共施設等総合管理計画

2) 三豊市学校施設長寿命化計画について

上記の公共施設等総合管理計画を平成 28 年度（2016 年）に策定し、長期的な視点をもって計画的に更新・統廃合・長寿命化などを行うことで、財政負担の軽減・平準化につなげることを目的とし、市内小学校 19 校、中学校 7 校を対象として安全で機能的な学習環境を整備するとともに、中長期的な維持管理などに係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図り、施設の具体的な対応方針を定める計画として、令和 2 年（2020 年）3 月に学校施設長寿命化計画を策定した。

○計画の中での施設の充実と適正配置

①学校施設の適切な維持管理

小・中学校施設において、維持修繕工事等を実施するとともに、生活環境の変化に伴うトイレの洋式化工事及び特別教室への空調設備整備工事を実施する。今後は施設長寿命化計画を策定し、施設の優先順位に基づいた修繕等を進める。

②学校の再編整備

小・中学校において、よりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、市立学校の適正規模・適正配置を図る。

③. スクールバスの運行

学校の統廃合により、徒歩での通学等が困難な児童・生徒の通学時の安全を確保するため、スクールバスの運行を行う。

○施設関連経費の推移

施設関連経費【表 31】は、年度によっては大規模な改築や改修等が生じたことにより、多額の整備費がかかっており、水道光熱費、維持修繕費等、施設の維持管理等を含めて、年間平均 13.8 億円の経費となっている。

表 31 5ヶ年の施設関連経費

単位：円

	H26	H27	H28	H29	H30
	2014	2015	2016	2017	2018
施設整備費	1,281,855,152	3,813,221,623	384,486,480	170,014,680	281,244,320
その他施設整備費	50,086,022	50,715,270	53,742,918	54,620,514	54,092,423
維持修繕費	11,904,755	19,430,461	34,105,211	42,463,366	58,127,109
水道光熱費	118,794,818	111,413,605	102,683,113	113,210,914	115,312,262
合計	1,462,640,747	3,994,780,959	575,017,722	380,309,474	508,776,114

資料：学校施設長寿命化計画

○今後の維持・更新コスト（従来型）

全ての建物を現状規模のまま、大規模改修及び改築を行った場合、将来必要

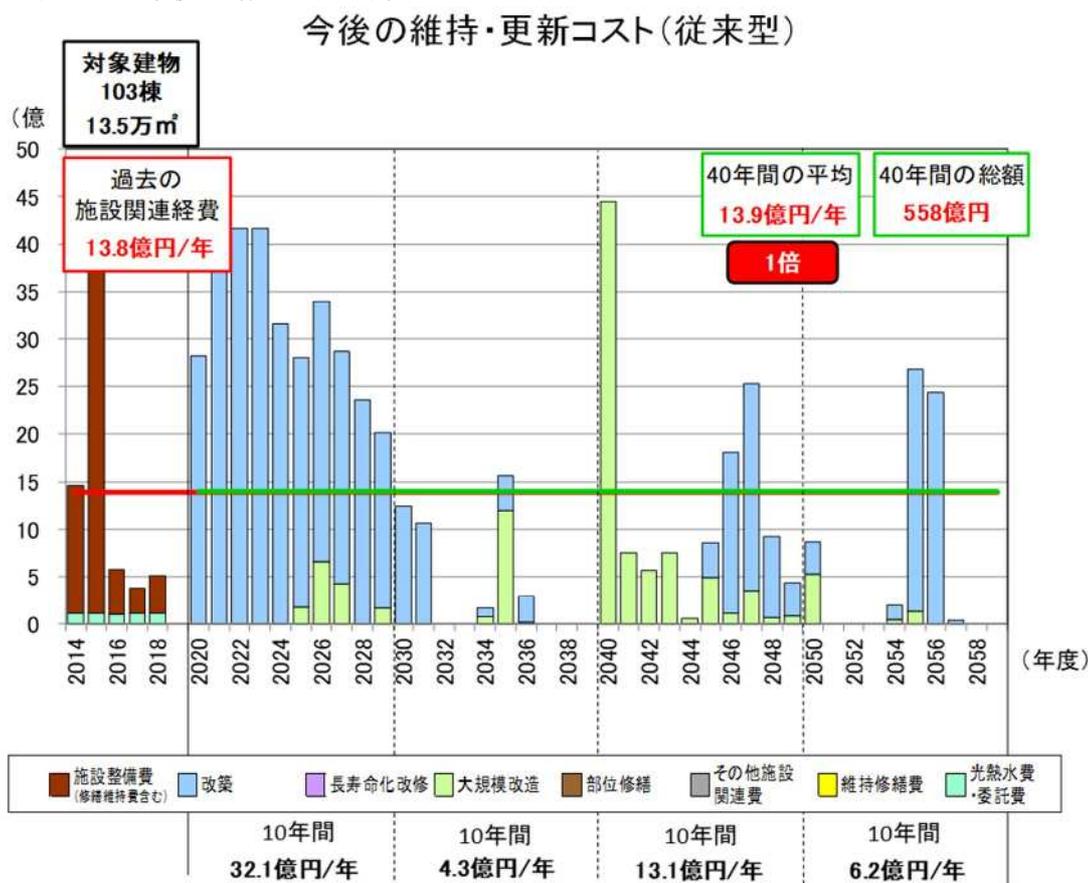
となる維持・更新費用は今後 40 年間で 558 億円、年平均で 13.9 億円となる。

下図のグラフの青色部分は改築に係る費用を示しており、2019 年度(令和元年)時点で既に改築時期が過ぎている場合は、10 年以内に改築を実施する推計となっているため、

2020 年度(令和 2 年)から 2029 年度(令和 11 年)の 10 ヶ年では年平均で 32.1 億円という試算結果となっている。

今後、財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは、困難であると考えられる。

表 32 今後の維持・更新コスト



資料：学校施設長寿命化計画

○改修などの整備水準

改修の実施に当たっては、単に数十年前の建築時の状態に戻すのではなく、建物の耐久

性を高めるとともに、省エネ化や多様な学習形態による活動が可能となる環境の提供など

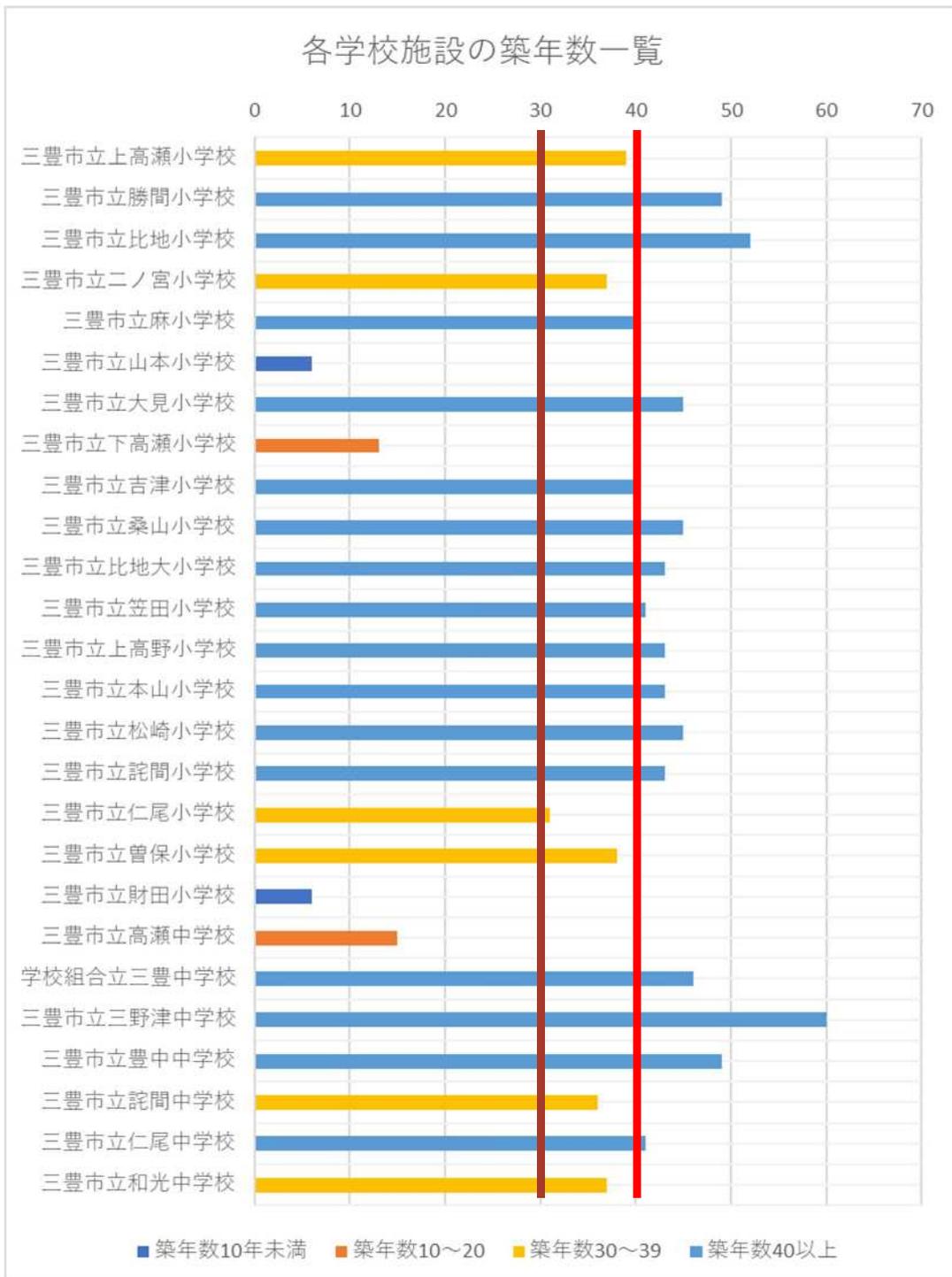
現代の社会的に要請に応じるための改修を行うものとし、今後 30 年間のうちに統廃合の

可能性が検討される場合には、統廃合を見据えた改修内容を検討するものとしている。

○三豊市内の学校施設の築年数一覧

小学校・中学校施設の築年数を見ると【表 33】築 40 年を経過した施設は、小学校で 12 施設（63.1%）、中学校で 4 施設（57.1%）となっており、築 30 年を経過した施設は、小学校で 4 施設（21%）、中学校で 2 施設（28.5%）となっている。以上のことから、ほとんどの施設が 30 年以上経過している施設となり、耐震整備が終了しているものの、今後の維持費用や改修費用がかかるものと思われる。

表 33 各学校施設の築年数一覧



10. 学校施設の在り方や適正配置等に関する手引きについて

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きが文部科学省から平成27年1月27日に出され、約60年ぶりに基準を見直し、公立小中学校について、「現行の学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の目安」として、学校の規模別に市町村の取るべき対策をまとめた手引きを策定した。

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～

（文部科学省 平成27年1月27日）抜粋

1) 1章 学校規模適正化の背景

1 学校規模の適正化が課題となる背景

○児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨する事を通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ

⇒小・中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましい。

○各市町においては、こうした標準や通達、手引きを参考としながら、それぞれの地域の実情に応じて、学校規模の適正化を検討

⇒5学級以下の小規模校は減少、標準規模の学校は増加傾向にある。（統廃合が進んでいる）

○地域コミュニティの衰退、三世帯同居の減少、共働き世帯や一人親世帯の増加、世帯当たりの子供の数の減少といった様々な背景の中で、家庭や地域における子供の社会性育成機能が弱まっている。

⇒学校が小規模であることに伴う課題が、かつてよりも一層顕在化しているとの指摘。

○多様な交通機関が通学に活用されている。（スクールバス、路線バス、コミュニティバス等）

2 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

【教育的な観点】

○児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。

○児童生徒に知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力を育み社会性や規範意識を身に着けることが重要であり、一定規模の児童

生徒集団の確保、経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員の配置が望ましいとしている。

○児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために適正化を検討

【地域コミュニティの核としての性格への配慮】

○学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前の子供の保護者の意見を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を

得る。

3 地理的要因や地域事情による小規模校の存続

○地理的な要因や過疎地など学校が地域コミュニティの存続に決定的な役割を果たしている等の様々な地域事情により学校統合の適正規模化を進めることが困難であるとする地域や、小規模校を存続させることが必要であるとする地域、一旦休校とした学校をコミュニティの核として再開することを検討する地域等も存在するが、市町村の判断も尊重される。

○学校が小規模であることのメリットを最大化し、デメリットを最小化する工夫を計画的に講じることが必要。

2) 2章 適正規模・適正配置について

1 学校規模の適正化

1-1 検討の際に考慮すべき視点

○標準は小・中ともに「12学級以上18学級以下」であるが「特例の事情があるときはこの限りではない」という弾力的なものとなっていることに留意が必要。

○具体的にこのような教育上の課題があるのかを考える必要がある。

○学級数に加え、1学級あたりの人数、将来の推計を総合的に検討を行うことが必要。

1-2 学級数に関する視点（基本的視点）

○学級数が少ないことによる学校運営上の課題

①クラス替えが全部または一部の学年でできない

②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない

③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい

④クラブ活動や部活動の種類が限定される

⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる

⑥男女比の偏りが生じやすい

⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる

⑨班活動やグループ分けに制約が生じる

⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる

⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる

⑫生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける

⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる

⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

（複式学級の課題）

①教員に特別な指導技術が求められる

- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある
(複式学級編制が出来る場合)
- ①児童生徒同士の間関係や児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ②児童生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ③新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④クラス替えを契機として児童生徒が意欲を新たにすることができる
- ⑤学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ⑥学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導等の多様な指導形態をとることができる
- ⑦指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる
- 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題
 - ①経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
 - ②教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
 - ③児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
 - ④ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
 - ⑤教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
 - ⑥学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生ずる
 - ⑦平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
 - ⑧教員同士が切磋琢磨する環境を作りやすく、指導技術の相互伝達がなされにくい(学年会や教科会等が成立しない)
 - ⑨学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
 - ⑩免許外指導の教科が生まれる可能性がある
 - ⑪クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる
- 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響
 - ①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性

やコミュニケーション能力が身につけにくい

- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③協働的な学びの実現が困難となる
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

○望ましい学級数の考え方

- ①全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するために小学校は1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものとする
- ②全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するために、中学校は1学年2学級以上（6学級以上）が必要

また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、9学級以上を確保することが望ましいものとする

1-3 学級の児童生徒数及び学校全体の児童生徒数（併せて考慮すべき視点）

○学級における児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

- ①運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ②クラス内で男女比の偏りが生じやすい
- ③体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ④班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑤協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑥教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑦児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑧教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

○学校全体の児童生徒数が極端に少なくなった場合の課題

- ①クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ②運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ③学校全体として男女比の偏りが生じやすい
- ④上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる

1-4 大規模校及び課題規模校について

○大規模校及び課題規模校の課題

- ①学校行事等において、係や役割分担のない子供が現れる可能性がある

ど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある

② 集団生活においても同学年の結び付きが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある

③ 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある

④ 教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある

⑤ 児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある

⑥ 特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある

⑦ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

2 学校の適正配置（通学条件）

2-1 通学距離による考え方

○ 公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4 km以内、中学校ではおおむね6 km以内が目安（スクールバス導入時は、この限りではない）

2-2 通学時間による考え方

○ おおむね1時間以内（長時間通学によるデメリットの解消に努めること）

地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定する事の適否も含めた判断を行うことが適当である

2-3 各地域における主体的検討の重要性

○ 通学距離や通学時間についても機械的に本手引の考え方を適用することは適当ではない。児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件、学校統合によって生じる様々なメリット、通学時間が長くなることによるデメリットを緩和したり、解消したりする方策の可能性、その際の学校・家庭・地域・行政の役割分担の在り方などの観点を全体的に勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置の検討を行う必要がある

《参考 法令などから見た適正規模》

○ 学校教育法施行規則

第 41 条 (学級数)

小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※同上の規定では第 79 条で中学校に準用

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 (適正な規模の条件)

1 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね 12 学級から 18 学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね 18 学級から 27 学級までであること。

2 通学距離が、小学校に会つてはおおむね 4 キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね 6 キロメートル以内であること。

○公立小中学校の適正規模・配置に関する手引

・ 6 学級以下の小学校、3 学級以下の中学校は適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

・ 通学時間はおおむね 1 時間以内を一応の目安として、地域の実情や児童生徒の実態に応じて 1 時間以上や 1 時間以内に設定する事の適否も含めた判断を行うことが適当である。

1 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申)

中央教育審議会 (令和 3 年 1 月 26 日)

中央審議会 (令和 3 年 1 月 26 日)「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申) (中教審第 228 号)において、「学校規模適正化の検討は児童生徒の教育環境をより良くする目的で行うべきものであり、学校統合を行うか学校を残しつつ小規模校の良さを生かした学校作りを行うかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは地域の実情に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断となる。その際、教育部局だけでなく、財政部局をはじめ公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本企画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。」ことが示されました。

同様の内容は、財政制度等審議会 (令和 2 年 10 月 26 日)の財政制度分科会歳出改革部会においても示されています。

以下人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

中央教育審議会（令和3年1月26日）

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

基本的な
考えかた

少子高齢化や人口減少等により子供たちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実現できるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要

児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

[公立小中学校等の適正規模・適正配置等について]

- ・ 教育部局だけでなく財政部局をはじめ公共施設所管部局や都市計画部局など、首長部局と分野横断的な検討体制を構築することが重要であり、教育振興基本計画や個別施設計画への反映、新たな分野横断的実行計画の策定などにより、教育環境の向上とコストの最適化を図ることが必要である。
- ・ 学校・学級規模の確保については、義務教育学校化を含む地方公共団体内での統合、分校の活用、近隣の地方公共団体との組合立学校の設置など、地域の実情に応じた様々な選択肢が考えられる。
- ・ 少人数を生かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業の取組により、小規模校のメリット最大化、デメリット最小化

[義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進]

[中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有]

地域の実情に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の推進

- ・ 子供たちの多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化に加え、当該施設を利用する多様な人々の多様な活動に対応するものとして、また、社会環境等の変化に対応できるものとして、柔軟性・可変性にも配慮する必要がある。

財政制度等審議会（令和2年10月26日） 財政制度分科会歳出改革部会

学校施設の意向心コストの最小化

- ・ 今後15年間に第2次ベビーブームに合わせて構築された学校施設の更新時期が到来。長寿命化回収により経費を縮減し、平準化を図るべき。
- ・ 同時に学校規模の見直しを行うことが不可欠。教育・学校運営の質を確保するため、将来的な人口動態も見据えた学校規模の適正化（統廃合等）や社会福祉施設等、他の施設との複合化を推進していく必要。

新たな「横断的な実行計画」の策定

- ・ 各自治体等が策定している個別施設計画においては、統廃合等を盛り込んでい

ない自治体が半数以上となっていることに加え、公共施設等との複合化・共有化等を検討していない自治体がそれぞれ約8割となっている。

- ・各自治体において、首長部局と教育委員会の各部局が一体となった検討体制を構築し、新たな「横断的な実行企画」を期限を区切って策定する必要があるのではないか。

これらの提言内容等を踏まえ、横断的な実行計画の対応項目として1つ目は、策定した学校施設の個別施設計画（長寿命化計画）を着実に実行すること、2つ目は、人口動態を踏まえた学校規模の適正化・適正配置で、それにあわせて教職員の配置構成、適正規模・適正配置の方針の見える化、ICT化なども含めて対応すること、3つ目は、他の公共施設との複合化・共有化、そして4つ目について、それらを推進するための部局横断的な検討体制の構築、さらに5つ目として、実行計画を横断的・総合的に進めることによる効果を、コスト主体に明確化していくことが対応項目として考えられます。

1) 個別施設計画の標準的な策定手順

- ①学校施設の実態把握→②長寿命化の判断→③今後の維持・更新コストの算出→④財政制約ラインとのかい離の有無を確認

2) 個別施設計画の内容による分類

③④の検討結果から、地方公共団体は、まず A) 学校施設の長寿命化だけで対応できる団体と B) 長寿命化だけでは対応できない団体については、財政制約ラインとのかい離を埋める方策の内容によって、たとえば、「長寿命化と適正規模・適正配置をあわせて計画を検討」「公共施設等との複合化」、「学校施設以外の施設との共有化」等に分類することができます。個別施設計画の策定範囲は、地方公共団体によって異なっており、「学校のみ」「学校/住宅/一般施設」「公共施設全体」というように対象施設の範囲により分類し、それぞれの区分ごとの特色や課題などを分析することも考えられる。

分類1：長寿命化だけで対応できるか

- A) 長寿命化で対応できる
- B) 長寿命化だけでは対応できない

分類2：B)の場合、長寿命化以外の対応策を行っているか

- ・長寿命化と適正規模・適正比地をあわせて計画を検討
- ・公共施設等との複合化を検討
- ・学校施設以外の施設との共有化を検討

分類3：個別施設計画の策定範囲

- ・学校施設のみ
- ・学校施設+幼稚園等教育施設
- ・公共施設全体（学校施設含む）

3) 地方公共団体の特性に応じた分類・分析

地方公共団体の個別施設計画の内容による分類に加えて、さらに約1,800の地方公共団体をその特性により分類。分類の視点としては「規模別」「都市

類型別」「地域特性」等が考えられる。

特性に応じて分類した結果と、個別施設計画の内容の分類を掛け合わせて分析することで、地域特性等に応じた個別施設計画の傾向等を把握でき、全国一律ではなく、地域の実情に応じた今後の対応策を選択しやすくなると考えられる。

こういった規模やこういう特性の場合は、「適正規模・適正配置」がよい、あるいは「施設の集約化・複合化」「学校以外の施設との共有化」を選択するなど、より実態に即した改善策の検討につなげることができる。

分類4：地方公共団体の特性に応じた分類

- ・規模別（人口/学校数/市域面積など）
- ・都市類型（政令指定都市/特別区/中核市など）
- ・地域特性（人口増加/人口急減など）

2 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

文部科学省令平成27年1月27日

公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引きが文部科学省から平成27年1月27日に出され、約60年ぶりに基準を見直し、公立小中学校について、現行の学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の目安」として、学校の規模別に市町村の取るべき対策をまとめた手引きを策定した。

以下要点。

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」文部科学省平成27年1月27日

■ 基本的な考え方

- ・学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うもの。
- ・学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情（学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等）に応じたきめ細かな分析に基づく各施設者の主体的判断。
- ・コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

■ 学校規模の適正化

学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理しています。

【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)

- ・クラス替えできず人間関係が固定化
- ・集団行事の実施に制約
- ・部活動の種類が限定
- ・儒号で多様な考えを引き出しにくい等

(児童生徒への影響)

- ・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・多様なものの見方や考え方に触れることが難しい

その上で、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応のたまかな目安について、学級数の状況毎に区分して掲示しています。

■ 学校の適正配置（通学条件）

スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準（小学校：4 km以内、中学校6 km以内）に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示しています。

⇒ 1時間位以内を一応の目安として、市町村が判断

(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

出典：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き」文部科学省平成27年1月27日

3 「人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設等の在り方について」

文部科学省令和2年6月18日

少子化、人口減少に伴って、学校の規模もさらに小さくなっていくような学校もある中で、文部科学省では質の高い教育を提供し続けていくための今後の学校規模の適正化の在り方についても検討している。

以下資料

「人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設等の在り方について」文部科学省令和2年6月18日

■ 今後の学校規模の適正化の在り方について
今後、更なる人口減少等を見据え、効果的な学校運営や、他施設との供用を含む学校施設の在り方について、好事例の発掘や横展開を行っていくことが求められます。
引き続き児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、設置者における主体的な検討を尊重しながら、状況に応じた適切な支援を検討します。

<例>

- ・ 分校を活用した学校運営
- ・ 近隣自治体における組合率学校の設置等
- ・ 教育の魅力化・充実の取組（コミュニティスクール、遠隔合同授業等）など

出典：中央教育審議会初等中等教育分科会新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（第10回）資料2

■ 人口動態を踏まえた学校規模の適正化・適正配置の考え方

人口動態を踏まえて詳細な将来の児童生徒数、学級数の推計を実施することで、どの学校でいつ課題が出てくるかを把握でき、3年後・5年後などの状況を予測することで、現時点から将来に向けて備えることができます。

また、適正規模・適正配置の方針を策定する際には、同時に児童生徒の適切な学習環境を確保していくことも必要で、学校の規模や配置は学習環境の在り方により大きく影響されます。まず望ましい学習環境をイラストや図などで見える化することで、どういう教育を目指しているのかを関係者と共有し、それによってたとえば ICT 化でどういう教育環境が実現できるか、小中一貫化でどのような活動が展開できるかなどのイメージを共有しながら、地域として目指すべき方向性を一緒に考え、具体化していくことが可能になります。そしてそれらを住民にも説明しながら、具体的な再編検討を行うことで、適正規模・適正配置の実現へつなげていくことができます。

このように、「人口動態を踏まえた学校規模の適正化・適正配置」の検討においては、教職員の配置構成、望ましい学習環境の見える化、ICT などの観点も密接に関連するため、これらもあわせて、学校の在り方を総合的に検討することが重要となる。

